
第5編 資料編

<目 次>

第1章 関係条例・規則等	5-1
1-1 双葉町防災会議条例（昭和38年12月26日 条例第19号）	5-1
1-2 双葉町災害対策本部条例（昭和39年12月26日 条例第12号）	5-3
1-3 双葉町水防協議会条例（昭和56年6月12日 条例第11号）	5-4
1-4 福島県災害救助法施行細則（昭和35年6月21日 福島県規則第49号）	5-5
1-5 被害の認定基準	5-18
第2章 相互応援に関する資料	5-20
2-1 消防相互応援協定書	5-20
2-2 災害時における相互応援協定	5-22
2-3 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱	5-24
2-4 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	5-28
2-5 災害時における物資供給に関する協定書	5-29
2-6 災害時の情報交換に関する協定書	5-31
第3章 消防に関する資料	5-33
3-1 双葉町消防団の現況	5-33
3-2 双葉町内危険物取扱施設一覧	5-35
第4章 情報通信	5-37
4-1 防災行政無線（設置場所一覧等）	5-37
4-2 緊急放送スピーカーの設置状況	5-37
第5章 避難に関する資料	5-38
5-1 指定緊急避難場所	5-38
5-2 指定避難所	5-39
第6章 学校・医療機関等その他の施設一覧	5-41
6-1 保育所・幼稚園・学校等の状況	5-41
6-2 医療機関	5-41
6-3 社会福祉施設等	5-42
6-4 宿泊施設	5-42
6-5 飲料水関係施設	5-43
第7章 輸送に関する資料	5-44
7-1 緊急輸送路線	5-44

7-2	ヘリコプター臨時離着陸場	5-44
7-3	物資受入拠点	5-44
7-4	緊急通行車両の標章	5-45
7-5	緊急通行車両確認証明書	5-45
第8章	救援に関する資料	5-46
8-1	自然災害に伴う飲料水給水場所（構成5町）	5-46
8-2	町の備蓄物資	5-46
第9章	遺体の処理に関する資料	5-48
9-1	遺体収容所	5-48
第10章	文教に関する資料	5-48
10-1	町内の文化財	5-48
第11章	災害危険箇所に関する資料	5-55
11-1	重要水防区域	5-55
11-2	土石流危険溪流	5-56
11-3	急傾斜地崩壊危険箇所	5-56
11-4	海岸堤防の整備状況	5-58
第12章	原子力防災対策に関する資料	5-59
12-1	原子力発電所施設の設置状況	5-59
12-2	原子力防災対策を重点的に充実すべき地域（重点地域図）	5-60
12-3	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（行政区名）	5-61
12-4	原子力事業所の施設の配置図	5-62
12-5	原子力発電所からの方位別・距離別行政区	5-64
12-6	発電所からの距離別避難対象人口	5-66
12-7	行政区別・年齢別人口	5-67
12-8	鉄道に関する調べ	5-68
12-9	交通状況（常磐自動車道）	5-69
12-10	コンクリート屋内退避施設一覧	5-70
12-11	周辺地域の防災上特に配慮すべき施設	5-71
12-12	緊急被ばく医療施設	5-72
12-13	飲料水、食料、機器保守サービス調達	5-73
12-14	気象観測結果	5-74
12-15	農林水産物の収穫等状況	5-80
12-16	町内モニタリングポスト設置位置図	5-81
12-17	原子力防災資機材一覧	5-83

12-18	安定ヨウ素剤の配備状況.....	5-83
12-19	広報関係施設等整備状況調べ.....	5-84
12-20	県内の報道機関（テレビ・ラジオ）調べ.....	5-85
12-21	避難のために区画する地区、集合場所、避難経路、避難場所.....	5-86
12-22	避難指示伝達系統図.....	5-88
12-23	集合場所及び避難場所への派遣職員.....	5-90
12-24	車両保有状況.....	5-92

第1章 関係条例・規則等

1-1 双葉町防災会議条例（昭和38年12月26日 条例第19号）

改正 平成12年3月17日条例第5号 令和元年12月18日条例第26号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、双葉町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 双葉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
 - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員から指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 学識経験のある者及びその他町長が必要と認める者
- 6 委員の定数は、40人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 双葉町災害対策本部条例（昭和39年12月26日 条例第12号）

改正 平成5年3月15日条例第3号 平成8年3月15日条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、双葉町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 双葉町水防協議会条例（昭和56年6月12日 条例第11号）

改正 平成12年3月17日 平成26年3月17日

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第26条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、双葉町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営についてはこの条例の定めることによる。

第2条 委員の定数は、20人以内とする。

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

第4条 関係行政機関の職員たる委員又は関係団体の代表たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を代理する。

第5条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当職にある期間とし、その他委員の任期は2カ年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

2 町において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第7条 協議会は委員の2分の1以上の出席者がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 協議会に幹事及び書記各々若干名をおき、会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は、会長の名を受け庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第9条 この条例に定めるもの及び自ら定めるもののほか協議会について必要なる事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

1-4 福島県災害救助法施行細則（昭和35年6月21日 福島県規則第49号）

改正 令和4年9月20日

（被害調査）

第1条 知事は、災害に際し、市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号以下「令」という。）第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村の長に対し、直ちに被害状況を、被害状況調（第1号様式）により、求めるものとする。

第2条 削除

（法適用地域の告示）

第3条 知事は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助を行なうときは、すみやかにその旨及び適用地域を告示するものとする。

第4条 削除

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 令第3条の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1に定めるところによる。
（物資の保管命令等令書）

第6条 災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 公用令書（第2号様式の1～第2号様式の4）

(2) 公用変更令書（第3号様式）

(3) 公用取消令書（第4号様式）

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳（第5号様式）に所定の事項を登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは強制物件台帳にその理由その他必要な事項を記録するものとする。

第7条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添附してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して、直ちにこれを知事に返付しなければならない。

（収用物資の占有者の立会い）

第8条 規則第2条第2項の当該職員は、収用又は使用すべき物資の引渡を受けた場合において同条第3項の規定により受領調書（第6号様式）を作成するときは、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立ち合わせるものとする。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償）

第9条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、第7号様式による。

- 2 損失補償請求書の提出があつたとき又はこれに基づき損失補償を行なつたときは、所定の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

（救助業務従事命令書）

第10条 規則第4条の公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 公用令書（第8号様式）

(2) 公用取消令書（第9号様式）

- 2 前項第1号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳（第10号様式）に所定の事項を登録するものとする。
- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録し、前項の登録にかかる事項を朱線でまつ消するものとする。

第11条 第7条の規定は、前条第1項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について、これを準用する。

（救助業務従事不能の届出）

第12条 規則第4条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添附して行なわなければならない。

(1) 負傷又は疾病により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他さけられない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

（実費弁償）

第13条 令第5条の規定による実費弁償の額の限度は、別表第2に定めるところによる。

第14条 規則第5条の実費弁償請求書は、第11号様式による。

（立入検査証票）

第15条 法第10条第3項の規定により準用する法第6条第4項の証票は、第12号様式による。

（扶助金の申請）

第16条 規則第6条の扶助金支給申請書は、第13号様式による。

- 2 扶助金を申請しようとする者は、前項の扶助金支給申請書に休業扶助金の支給を申請しようとする場合にあつては負傷し、又は疾病にかかつたため従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがないこと等特に休業扶助金の給付を必要とする理由を詳細に記載した書類、打切扶助金の支給を申請しようとする場合にあつては療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書を添付しなければならない。
- 3 法第8条の規定により協力命令を受けて、救助に関する業務に協力した者又はその遺族が、規則第6条の規定により扶助金支給申請書を提出しようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、救助業務に協力したことを証する知事の証明書を添付しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 災害救助法施行細則（昭和23年福島県規則第6号）は、廃止する。

別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。この場合において、その基準により難い特別の事情があるときは、その都度内閣総理大臣に協議して、特別基準を設定することがあるものとする。

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (二) 避難所には、学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。
- (三) 避難所の設置のために支出する費用は、次に掲げるもの（法第4条第2項の避難所にあつては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、その額は、1人1日当たり330円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。
 - (1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
 - (2) 消耗器材費

- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費
- (四) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (五) 法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設する期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。))又はその他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項の規定による期間内とする。

(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(一)(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。

(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(一)(6)と同様の期間とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

(一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

(二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。

(三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日当たり1,180円以内とする。

(四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 飲料水の供給

(一) 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

(二) 飲料水の供給を実施するために支給する費用は、水の購入実費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。
 - (一) 被服、寝具及び身の回り品
 - (二) 日用品
 - (三) 炊事用具及び食器
 - (四) 光熱材料
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。この場合において、季別は夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもつて決定するものとする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1世帯当たり6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季		18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
冬季		31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1世帯当たり6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季		6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬季		9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に処置を行うものとする。

(二) 医療は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、

医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことがあるものとする。

（三） 医療は、次の範囲内において行うものとする。

- （1） 診察
- （2） 薬剤又は治療材料の支給
- （3） 処置、手術その他の治療及び施術
- （4） 病院又は診療所への収容
- （5） 看護

（四） 医療のために支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

（五） 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産

- （一） 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のために助産の途を失つたものに対して行うものとする。
- （二） たものに対して行うものとする。

（二） 助産は、次の範囲内において行うものとする。

- （1） 分べんの介助
- （2） 分べん前及び分べん後の処置
- （3） 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（三） 助産のために支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

（四） 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

五 被災者の救出

- 1 被災者の救出は、災害のために現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救出のために行うものとする。
- 2 被災者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- 3 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

- 1 住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- 2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最少限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - (一) 次に掲げる世帯以外の世帯 655,000円
 - (二) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円
- 3 住宅の応急修理は、災害発生の日から3箇月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6箇月以内)に完了するように行うものとする。

七 生業に必要な資金の貸与

- 1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- 3 生業に必要な資金として貸与する金額は、次の額以内とする。
 - (一) 生業費 1件当たり 30,000円
 - (二) 就職支度費 1件当たり 15,000円
- 4 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付すものとする。
 - (一) 貸与期間 2年以内
 - (二) 利子 無利子
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了するように行うものとする。

八 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして

知事が認めるもの（以下「高等学校等」という。）の生徒（以下「高等学校等生徒」という。）に対して行うものとする。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (一) 教科書
- (二) 文房具
- (三) 通学用品

3 学用品の給与のために支出する費用は、次の額の範囲内とする。

- (一) 教科書代

小学校等児童及び中学校等生徒

教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書をいう。以下同じ。）及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

高等学校等生徒

教科書及び教科書以外の教材で、知事が高等学校等の授業で使用すると認めたものを給与するための実費

- (二) 文房具及び通学用品費

小学校等児童 1人当たり 4,700円

中学校等生徒 1人当たり 5,000円

高等学校等生徒 1人当たり 5,500円

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了するように行うものとする。

九 埋葬

1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

2 埋葬は、原則として、棺又は棺材をもって、次の範囲内において、行うものとする。

- (一) 棺（附属品を含む。）
- (二) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- (三) 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のために支出する費用は、1体当たり大人213,800円以内、小人170,900円以内とする。

4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

十 死体の搜索

- 1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- 2 死体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- 3 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

十一 死体の処理

- 1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。
 - (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (二) 死体の一時保存
 - (三) 検案
- 3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。
- 4 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによる。
 - (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
 - (二) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算することができる。
 - (三) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の通常の実費の額以内とする。
- 5 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

十二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- 1 障害物の除去は、災害によって居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- 2 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要

な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内とする。

3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

十三 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用とする。

- (一) 被災者(法第4条第2項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援
- (二) 医療及び助産
- (三) 災害にかかった者の救出
- (四) 飲料水の供給
- (五) 死体の搜索
- (六) 死体の処理
- (七) 救済用物資の整理配分

2 応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、知事が当該救助の実施を必要と認める期間以内とする。

別表第2(第13条関係) 実費弁償の額の限度

一 令第4条第1号から第4号までに規定する者

1 日当

- (一) 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,500円以内
- (二) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,000円以内
- (三) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,300円以内
- (四) 救急救命士 1人1日当たり 14,100円以内
- (五) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,700円以内
- (六) 大工 1人1日当たり 28,900円以内
- (七) 左官 1人1日当たり 26,700円以内
- (八) とび職 1人1日当たり 28,200円以内

2 超過勤務手当

1の（一）から（八）までに掲げるその者のそれぞれの日当額の21日分を給料月額と、その者の1週間の勤務時間を38時間45分とみなして職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）第16条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額に基づき、同条例第13条の規定により算出した超過勤務手当の額に相当する額

3 旅費

福島県旅費条例（昭和28年福島県条例第24号）の知事等以外の職務にある者が同条例の規定により支給を受ける旅費額に相当する額

二 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額

様式 〔略〕

1-5 被害の認定基準

(参考：消防庁 災害報告取扱要領)

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	負傷者 重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没滅失したもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものであるものまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであるものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。		
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。		

被害項目		報告基準
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災者	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第2章 相互応援に関する資料

2-1 消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、双葉郡内町村の長が消防相互応援に関し次のとおり協定し、火災その他の災害が発生した場合において、双葉郡内町村相互の消防力を活用して、災害における被害軽減を図ることを目的とする。

(出動部隊の区分)

第2条 この協定により出動する消防隊は双葉郡内町村消防団とする。

(応援の種別)

第3条 災害が発生した場合の相互応援は、次に掲げる区分によって出動させるものとする。

(1) 普通応援

双葉郡内町村間に隣接する地域に発生した災害を覚知した場合に当該災害発生地 of 町村長又は消防団長の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

双葉郡内町村のいずれかの区域内に大規模若しくは特殊な災害が発生し、又は前号の普通応援以外の応援を特に必要とする災害が発生した場合において、当該災害発生地 of 町村長又は消防団長の要請により出動する応援。

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生地 of 町村長又は消防団長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の町村長又は消防団長に対し行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別、員数

(4) 応援隊受領場所

(5) その他必要事項

(応援部隊)

第5条 応援に出動する隊数は、普通応援については1隊、特別応援については原則として要請された隊数とする。

(指揮系統)

第6条 応援出動した部隊は、応援を受ける側の現場の最高指揮者の指揮に従うものとし、その指揮は、応援部隊の長に対して行うものとする。

(活動等の報告)

第7条 応援出動した部隊の長は、現場到着及び引揚げの時刻並びに防災活動の状況を応援を受けた側の現場の最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか、次に定めるところによる。

- (1) 応援に要した経常経費及び軽微な機器の破損等の修理に要した経費は応援した側の負担とし、要請により特に調達した機器、資材等に係る経費は金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (2) 応援活動が長時間に涉ったために補給した燃料、機器、資材及び食料等に係る経費は、金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (3) 応援活動中に発生した重大な機器の破損等の修理に要した経費は、その都度協議の上、決定する。
- (4) 応援団員が応援業務により負傷若しくは病気にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援した側の負担とする。ただし、災害地において行う応急処置の経費は、応援を受けた側の負担とする。
- (5) 応援団員が応援業務活動中（応援を受ける側の現場最高指揮者の指揮下に入る前又は解散命令を受領した後に発生したものを除く。）に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその賠償の責を負うものとする。

(協定事項の疑問に対する協議)

第9条 この協定に定める事項に疑義を生じた場合又は定めのないものは、その都度双葉郡内町村長が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成元年7月1日から実施する。
- 2 この協定以前の消防相互応援協定書は、廃止する。

この協定を証するため本書8通を作成し、協定者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成元年6月29日

記名押印 〔略〕

2-2 災害時における相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村（以下「関係市町村」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町村長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり定める。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 災害の発生により関係市町村の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた関係市町村は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した関係市町村が負担するものとする。

2 応援を要請した関係市町村が、前項に規定する経費を直ちに支出することが困難である旨の申し出を行った場合には、応援を要請された関係市町村は、当該経費を一時支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、関係市町村に連絡責任者をおく。

2 連絡責任者は、関係市町村の消防防災事務を担当する課長とする。

(災害対策連絡会議の設置)

第7条 関係市町村は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、定期的及び必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、他の市町村等の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町村が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を9通作成し、関係市町村長がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年3月25日

記名押印 [略]

2-3 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国原子力発電所所在市町村協議会の会員（準会員を含む。）である市町村において、大規模な災害が発生し、被災した会員市町村（以下「被災会員市町村」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市町村の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市町村)

第2条 災害応援市町村は、この要綱の趣旨に賛同した別表に掲げる会員市町村（以下「応援会員市町村」という。）とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連絡)

第4条 被災会員市町村は、災害が発生したときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

2 事務局は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市町村へ周知するものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災会員市町村が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項に記載した文書（別記様式1）を事務局に提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 事務局は、被災会員市町村から応援の要請を受けたときは、役員市町村と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市町村をもって組織するものとする。

- (1) 第1次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市町村
- (2) 第2次体制 全会員市町村

(実施)

第8条 事務局から応援を要請された会員市町村は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

- 2 応援要請を受けなかった会員市町村は、被災会員市町村と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市町村は、他の会員市町村において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び救援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市町村が負担するものとする。

(災害補償等)

第11条 第5条第4号の規定により派遣された職員(次項において「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

- 2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市町村が、被災会員市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市町村が賠償の責めを負うものとする。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市町村は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

別表（第2条関係）

泊村	大間町	むつ市	東通村	六ヶ所村	女川町	石巻市	双葉町	大熊町	富岡町
檜葉町	東海村	御前崎市	刈羽村	柏崎市	志賀町	敦賀市	美浜町	おおい町	
高浜町	松江市	伊方町	上関町	玄海町	薩摩川内市	神恵内村	共和町	岩内町	

様式第1 (第6条関係)

第 号
年 月 日

全国原子力発電所所在市町村協議会長 殿

被災会員市町村

災害発生による応援要請について

全国原子力発電所所在市町村協議会相互応援に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

項目	内容
1 被害状況	
2 応援の種類及び内容	
3 応援を要する職種別人員	
4 応援場所及び到達経路	
5 応援を受ける期間	
6 その他応援に必要な事項	

2-4 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

双葉町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震等の災害時等におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、双葉町内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する移動トイレ、発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供し、及び運搬するよう努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、保有機材の提供及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

（引渡し）

第5条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該取引場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（定めのない事項等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第7条 この協定は平成18年11月1日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年11月1日

記名押印 〔略〕

2-5 災害時における物資供給に関する協定書

双葉町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場所は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年11月1日

記名押印 [略]

別表 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、誘導灯、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、散水ノズル
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、ローソク、マッチ、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、練炭、練炭コンロ
電気用品等	強力ライト、懐中電灯、ラジオ、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

2-6 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、双葉町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 双葉町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 双葉町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成26年11月7日

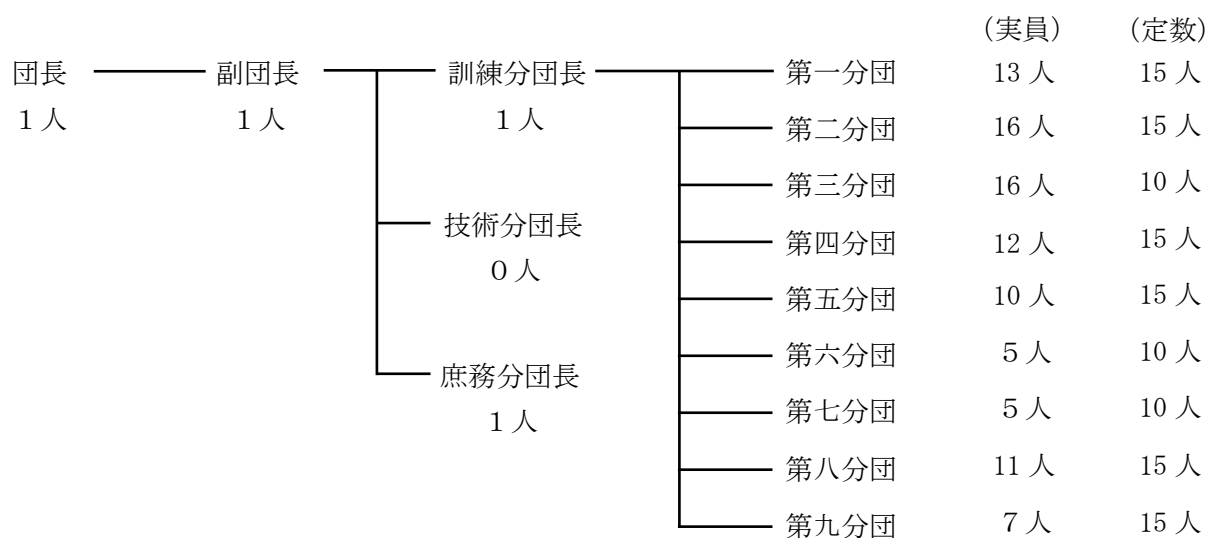
記名押印 [略]

第3章 消防に関する資料

3-1 双葉町消防団の現況

(1) 消防団の組織概要（組織図）

定数 125 名



(2) 消防団員数の推移（各年4月1日現在）

(単位：人、%)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
実 員	210	207	192	165	159	150	145	132	108	99
充 当 率	91.3	90.0	83.5	71.7	69.1	65.2	63.0	91.0	74.5	68.3
条 例 定 数	230	230	230	230	230	230	230	145	145	145

(3) 消防団員の年齢構成（令和4年4月1日現在）

(単位：人、%)

年齢	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
団 員 数	0	1	26	52	18	2	99
構 成 比	0.0	1.0	26.3	52.5	18.2	2.0	100.0

(4) 在職年数別消防団員数（令和4年4月1日現在）

(単位：人、%)

年数	5年未満	5～9年	10～14年	15～19年	20～24年	25～30年	30年以上
団員数	4	2	21	30	22	10	10
構成比	4.1	2.0	21.2	30.3	22.2	10.1	10.1

在職年数 15年未満 42.4%

(5) 消防機械等の保有状況 (令和4年4月1日現在)

(単位：ヶ所、台)

名 種類	分団										合計
	本 団	第 一 分 団	第 二 分 団	第 三 分 団	第 四 分 団	第 五 分 団	第 六 分 団	第 七 分 団	第 八 分 団	第 九 分 団	
詰 所	0	1	1	1	2	1	1	1	2	0	10
器具置場 (車庫を含む)	0	0	0	2	0	1	2	0	1	1	7
普通消防ポンプ自動車	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
小型動力ポンプ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小型動力ポンプ積載車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(6) 消防団の出動状況

(令和3年)

区 分	火 災	風水害	警戒・捜索	訓練等	合 計
出動回数 (回)	0	0	4	11	15
延べ人員 (人)	0	0	17	60	77

(7) 過去の火災発生状況

(双葉町)

年 度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
件 数	1	1	1	1	0	2	0	0	1	2	0	0

3-2 双葉町内危険物取扱施設一覧

(1) 屋内貯蔵所

事業所名	住所	備考
(株)渡辺塗装工業	双葉町大字中田字北芹川 42	休止中
東海塗装(株)	双葉町大字細谷字森ノ内 1	休止中
(株)伊達屋	双葉町大字長塚字谷沢町 99-1	休止中

(2) 屋外タンク貯蔵所

事業所名	住所	備考
双葉住コン(株)	双葉町大字細谷字陳場沢 228-11	休止中
双葉地方広域市町村圏 組合斎場	双葉町大字鴻草字中の迫 1	稼働中
JA 福島さくら	双葉町大字長塚字谷沢町 196-1	休止中
双葉中央アスコ	双葉町大字中野字塚ノ前 6 ほか	稼働中

(3) 給油取扱所

事業所名	住所	備考
(株)伊達屋	双葉町大字長塚字町東 66-1	稼働中
JA 福島さくら	双葉町大字新山字牛踏 84-1	休止中
田中合名会社	双葉町大字新山字久保前 35-1	稼働中
鳴川運輸(有)	双葉町大字鴻ノ草字東迫 83	休止中
双葉日立生コン(株)	双葉町大字中田字北芹川 29	稼働中
(株)梅田	双葉町大字長塚字町 17	休止中
	双葉町大字新山字下条 74-1	休止中
(株)叶屋	双葉町大字新山字久保前 26	休止中

(4) 移動タンク貯蔵所

事業所名	住所	備考
(株)伊達屋	双葉町大字長塚字谷沢町 99-1	稼働中
JA 福島さくら	双葉町大字新山字牛踏 84-1	休止中

(5) 地下タンク貯蔵所

事業所名	住所	備考
木幡園芸	双葉町大字下羽鳥字南迫 26	休止中
双葉厚生病院	双葉町大字新山字久保前 100	休止中
ヘルスケア—ふたば	双葉町大字長塚字谷沢町 35-1	休止中
旧双葉町役場	双葉町大字新山字前沖 28	休止中
特別養護老人ホームせんだん	双葉町大字長塚字谷沢町 25-1	休止中

(6) 一般取扱所

事業所名	住所	備考
双葉住コン(株)	双葉町大字細谷字陳場沢 228-11	休止中
双葉中央アスコ (株)梅田	双葉町大字中野字塚ノ前 6 ほか	稼働中
コメリ	双葉町大字長塚字寺内前 101-1	休止中
特別養護老人ホームせんだん	双葉町大字長塚字谷沢町 25-1	休止中
福島県立双葉高等学校	双葉町大字新山字広町 80	休止中
双葉中学校	双葉町大字新山字東館 1	休止中

(7) 東京電力 福島第一原子力発電所

施設種類	住所	備考
屋内貯蔵所 (4 か所)	双葉町大字細谷字森ノ内 1	稼働中
屋外貯蔵所 (4 か所)	双葉町大字細谷字森ノ内 1	稼働中
屋内タンク貯蔵所 (3 か所)	双葉町大字細谷字森ノ内 1	稼働中
屋外タンク貯蔵所 (4 か所)	双葉町大字細谷字森ノ内 1	稼働中
一般取扱所 (5 か所)	双葉町大字細谷字森ノ内 1	稼働中

(8) 双葉町減容化施設

施設種類	住所	備考
屋外タンク貯蔵所	双葉町大字細谷字大森 137-2	稼働中
一般取扱所	双葉町大字細谷字大森 137-2	稼働中

第4章 情報通信

4-1 防災行政無線（設置場所一覧等）

No.	局番	局名	行政区	所在地	拡声子局	拡声子局	再送信子局 (拡声子局併設)	備考
					(アンサーバック無)	(アンサーバック有)		
1		令和5年度運用開始に向けて整備中。						
2								
3								
4								
5								
							計	

4-2 緊急放送スピーカーの設置状況

No.	行政区	所在地
1	鴻草	鴻草字高田前地内
2	下長塚	長塚字寺内前地内
3	長塚一	長塚字町東地内
4	新山	新山字高万迫地内
5	郡山	郡山字塚ノ腰地内
6	細谷	細谷字陳場沢地内
7	両竹	両竹字稲荷迫地内
8	浜野	中野字高田地内
9	山田	山田字橋向地内
10	三字	前田字坂下地内
11	羽鳥	下羽鳥字豊田地内
12	寺松	寺沢字唐沢地内

第5章 避難に関する資料

5-1 指定緊急避難場所

No.	(想定) 行政区	施設・場所名	住所	管理担当 電話番号	構造	収容 人数	対象とする異常な現象の種類						備考	
							洪水	崖崩れ・土石 流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事		内水氾濫
1														
2		検討中												
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

5-2 指定避難所

現在、双葉町内に指定避難所とする施設がないため、当面、双葉町コミュニティーセンターを避難場所として活用する。

No.	行政区	避難施設名	所在地	管理者	電話番号	収容人員	構造	対象とする異常な現象の種類							備考
								洪水	崖崩れ ・土石流 ・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	
1	新山	県立双葉高校	大字新山字広町 80	学校長											※今後再開の方針等を検討
2	新山	双葉中学校	大字新山字東館 1	学校長											※復旧調査後に今後再開の方針等を検討判断
3	新山	双葉南小学校	大字新山字清戸迫 1-1	学校長											※復旧調査後に今後再開の方針等を検討判断
4	長塚二	双葉北小学校	大字長塚字越田 63-1	学校長											※復旧調査後に今後再開の方針等を検討判断
5	長塚二	ふたば幼稚園	大字長塚字越田 1-5	園長											※解体予定
6	長塚一	双葉町コミュニティーセンター	大字長塚字町西 39-22	総務課長											
7	長塚一	ヘルスケアふたば	大字長塚字谷沢町 35-1	健康福祉課長											※復旧調査後に今後再開の方針等を検討判断
8	長塚一	双葉町図書館	大字長塚字鬼木 1	教育総務課長											※復旧調査後に今後再開の方針等を検討判断
9	新山	双葉町歴史民俗資料館	大字新山字本町 27-1	教育総務課長											※復旧調査後に今後再開の方針等を検討判断
10	下条	双葉町ふれあい福祉会館	大字長塚字谷沢町 8-1	健康福祉課長											※解体予定
11	長塚一	双葉町児童館	大字長塚字鬼木 1	健康福祉課長											※解体予定
12	長塚一	双葉町青年婦人会館	大字長塚字谷沢町 56	健康福祉課長											※解体予定
13	下条	下条公民館	大字新山字蓬田 7-3	下条区長											※半壊判定
14	郡山	郡山公民館	大字郡山字塚ノ腰 92	郡山区長											※解体予定

今後、避難所の指定に合わせて整理

第5編 資料編

No.	行政区	避難施設名	所在地	管理者	電話番号	収容人員	構造	対象とする異常な現象の種類						備考	
								洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事		内水氾濫
15	細谷	細谷公民館	大字細谷字陳場沢 146	細谷区長		50									※解体予定
16	三字	三字公民館	大字前田字稲荷前 37	三字区長		60									※半壊判定
17	山田	山田地区多目的集会所	大字山田字館腰 20	山田区長		100									※今後被害調査予定
18	石熊	石熊公民館	大字石熊字八房平 152	石熊区長		30									※今後被害調査予定
19	下長塚	下長塚公民館	大字長塚字寺内前 128-1	下長塚区長		30									※半壊判定
20	羽鳥	羽鳥公民館	大字下羽鳥字台 2-1	羽鳥区長		60									※半壊判定
21	鴻草	北部コミュニティーセンター	大字鴻草字高田前 32	教育総務課長		120	RC								※復旧調査後に今後再開の方針等を検討判断
22	寺松	寺松公民館	大字寺沢字唐沢 115-1	寺松区長		60									※今後被害調査予定
23	渋川	渋川公民館	大字渋川字広畑 23	渋川区長		30									※今後被害調査予定
24	中田	中田公民館	大字中田字宮田 48-2	中田区長		30									※半壊判定
25	両竹	両竹公民館	大字両竹字農師町 100-1	両竹区長		30									※半壊判定
26	新山	新山公民館	大字新山字北広町 81	新山区長											※半壊判定
27	長塚二	長塚二公民館	大字長塚字越田 65-1	長塚二区長											※半壊判定

今後、避難所の指定に合わせて整理

第6章 学校・医療機関等その他の施設一覧

6-1 保育所・幼稚園・学校等の状況

行政区名	学校等名	所在地	電話番号	人員			施設の内容			給食施設		スクールバス等		経営区分	備考
				児童数	職員数	合計	教室等数	校舎(m ²)	体育館(m ²)	運動場(m ²)	有無	人数	台数		
新山	双葉中学校	大字新山字東館1					19	4,426	2,507	21,780	無				復旧調査後に今後再開の方針等を検討判断
新山	双葉南小学校	大字新山字清戸廻1-1					20	3,211	643	8,378	有				復旧調査後に今後再開の方針等を検討判断
長塚二	双葉北小学校	大字長塚字越田63-1					12	2,957	818	10,298	有				復旧調査後に今後再開の方針等を検討判断
長塚二	ふたば幼稚園	大字長塚字越田1-5						1,363		3,866	無				解体予定

6-2 医療機関

行政区名	施設名	電話	番号	診療科目	病床数	医師数	備考
	JR 双葉駅西側に双葉町診療所を整備中						

6-3 社会福祉施設等

行政区名	施設名	所在地	経営区分	備考
長塚一	総合保健福祉施設 ヘルスケア—ふたば	双葉町大字長塚字谷沢町 35-1	公営	・半壊 ・解体予定
長塚一	双葉町ふれあい福祉会館	双葉町大字長塚字谷沢町 8-1	公営	・半壊 ・解体予定
長塚一	双葉町児童館	双葉町大字長塚字鬼木 1	公営	・半壊 ・解体予定
長塚一	双葉町青年婦人会館	双葉町大字長塚字谷沢町 56	公営	・半壊 ・解体予定
長塚一	社会福祉法人ふたば福祉会 特別養護老人ホームせんだん	双葉町大字長塚字谷沢町 25-1	民営	・半壊 ・解体予定 ・福島県が事業所指定し、 仮設施設によりいわき市にて事業再開
長塚一	社会福祉法人ふたば福祉会 認知症対応型共同生活介護 グループホームせんだんの家	双葉町大字長塚字谷沢町 25-1	民営	・半壊 ・解体予定 ・双葉町が事業所指定し、 仮設施設によりいわき市にて事業再開

6-4 宿泊施設

行政区名	施設名	所在地	電話番号	人員		施設の内容		食事施設の有無	送迎バス等		経営区分	備考
				定員	従業員数	部屋数	構造面積(m ²)		台数	人数		
	ビジネスホテル ARM 双葉	双葉町中野堂ノ前 31	0240-23-6040			134		有	—	—	民間	

6-5 飲料水関係施設

(令和3年3月末現在)

管理者	電話番号	給水対象 地域	給水人口 (人)		計画	取水地点	備考
			計画	現在			
双葉地方水道 企業団	0240- 25-5315	構成5町 (広野町、 檜葉町、 富岡町、 大熊町、 双葉町)	23,960	-	浅見川大船水源	浅見川大船水源	
					浅見川小滝平水源	浅見川小滝平水源	
					木戸川中川原	木戸川中川原	
					木戸川表流水	木戸川表流水	
					富岡第1水源	富岡第1水源	

第7章 輸送に関する資料

7-1 緊急輸送路線

第1次確保路線 ※福島県地域防災計画で指定 (令和4年3月現在)

種 別	路 線 名	区 間
国道	6号	茨城県境～宮城県境
高速自動車道	常磐自動車道	茨城県境～宮城県境
一般県道	長塚請戸浪江線	請戸漁港～国道6号

第2次確保路線 ※福島県地域防災計画で指定 (令和4年3月現在)

種 別	路 線 名	区 間
国道	288号	全線

双葉町緊急輸送路 (令和2年3月現在)

種 別	路 線 名	区 間
一般県道	井手長塚線	浪江町境～国道6号
町道	下条・細谷線	国道6号～旧双葉町役場入口
	長塚・新山線	国道6号～国道288号
	久保前・中野線	国道6号～青年婦人会館入口
	新山・鴻草線	国道288号～県道井手長塚線
	久保前・前沖線	全線

7-2 ヘリコプター臨時離着陸場

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号
	検討中		

7-3 物資受入拠点

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号
	検討中		

7-4 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

7-5 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		知 事 ⑩ 公安委員会 ⑩
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住 所 氏 名	() 局 番
通 行 日 時		
通 行 経 路		出 発 地 目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。証明書は当該車両に備え付けるものとする。

第8章 救援に関する資料

8-1 自然災害に伴う飲料水給水場所（構成5町）

町名	名称	住所
双葉町	旧双葉町公民館・体育館跡地	双葉町大字長塚字町東 154
大熊町	大熊町役場駐車場	大熊町大字大川原字南平 1717
富岡町	富岡町役場駐車場	富岡町大字本岡字王塚 622-1
	さくらモールとみおか	富岡町大字小浜字中央 416
檜葉町	檜葉町役場西側駐車場	檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6
広野町	広野町中央体育館駐車場	広野町中央台 1 丁目 1

8-2 町の備蓄物資

令和4年9月現在

品目	在庫数量	目標数量 (暫定)	単位
アルファ米 (白飯、五目ご飯、ドライカレー、おこわ、ピラフ)	2700	4500	食
アルファ米 (白粥、梅粥)	150	250	食
保存パン (缶詰パン)	360	550	食
ビスケット	978	1600	食
液体ミルク	12	20	缶
飲料水(保存水) (500ml ペットボトル)	1920	4800	本
毛布	300	300	枚
乳児用紙おむつ	132	100	枚
大人用紙おむつ	120	100	枚
衛生用品	860	1500	枚
災害用トイレ袋	4300	4300	枚
フェイスタオル	300	300	枚
下着セット	300	300	枚
子ども用マスク(感染症対策用)	50	50	枚

品目	在庫数量	目標数量 (暫定)	単位
大人用マスク（感染症対策用）	900	900	枚
食器セット	300	300	セット
トイレトペーパー	150	150	個
救急セット	4	4	セット
担架	1	1	個
簡易マット	5	5	枚
コードリール	6	6	個
発電機（軽油）	2	2	台
高性能投光器	-	1	台
バルーン型 LED 投光器	1	1	台
ガソリン缶	-	2	個
エンジンオイル	-	2	個
大容量モバイルバッテリー	ポータブル電源 2 台 USB ハブ 10 ポート 4 台 USB ケーブル他	4	台
ランタン	14	14	個
LED 小型投光器	1	4	個
メガホン	2	2	個
ポータブルテレビ	-	1	台
パソコン	-	2	台
救助工具	2	2	セット
車椅子	1	1	台
ウォータータンク	20	20	個
手指用消毒液	20	40	本
間仕切り	50（ワンタッチパーテーション） 4（テント）	600	枚
非接触型体温計	-	4	個
除菌用アルコールティッシュ	40	40	個
フェイスシールド	200	150	個
カップ	150 (ビニールエプロン)	150	個
使い捨て手袋	500	450	枚
嘔吐物処理セット	10	10	セット

第9章 遺体の処理に関する資料

9-1 遺体収容所

場 所 (名 称)	収容能力	連絡先	
		所 在 地	電話番号
検討中			

第10章 文教に関する資料

10-1 町内の文化財

(1) 国指定

区 分	名 称	所 在 地	指定年月日
重要文化財	史跡清戸迫横穴	双葉町大字新山字清戸迫 1	昭和 43 年 5 月 11 日

(2) 県指定

区 分	名 称	所 在 地	指定年月日
天然記念物	前田の大杉	双葉町大字前田字稲荷前 37	昭和 30 年 2 月 4 日

(3) 町指定

区 分	名 称	所 在 地	指定年月日
史跡	新山城跡	双葉町大字新山 字東館 173、175、185、 195～8、203 字本町 7	昭和 51 年 2 月 27 日
	両竹磨崖仏	双葉町大字両竹字稲荷迫 262	昭和 51 年 2 月 27 日
	鴻草磨崖仏	双葉町大字鴻草字東迫	昭和 51 年 2 月 27 日
有形文化財	十一面観世音座像	双葉町大字目迫字長迫 88 (目迫観音堂内)	昭和 51 年 2 月 27 日

	阿弥陀仏如来座像	双葉町大字長塚字寺内前 262 (寺内前観音堂内)	昭和 51 年 2 月 27 日
--	----------	------------------------------	------------------

(4) 国登録

区分	名称	所在地	登録年月日
建造物	旧三宮堂田中医院診療所	双葉町大字長塚字町 12	令和 4 年 6 月 29 日
建造物	旧三宮堂田中医院煉瓦蔵	双葉町大字長塚字町 12	令和 4 年 6 月 29 日

(5) 遺跡

地図名	遺跡番号	名称	所在地	種別	備考
浪江(20)	001	北北斗迫横穴墓群	鴻草字北北斗迫	横穴墓	
浪江(20)	002	石仏遺跡	渋川字石仏	散布地	
浪江(20)	003	渋川館跡	渋川字勝見迫	城館跡	
浪江(20)	004	仲禅寺	寺沢字唐沢	社寺跡	
浪江(20)	005	寺沢遺跡	寺沢字唐沢	散布地	
磐城双葉(21)	006	北沖横穴墓群	下羽鳥字北沖	横穴墓	
浪江(20)	007	羽鳥館跡	下羽鳥字台	城館跡	
浪江(20)	008	南迫遺跡	下羽鳥字南迫・朴迫・台	集落	
浪江(20)	009	川原迫横穴墓群	下羽鳥字川原迫	横穴墓	
浪江(20)	010	西館跡	下羽鳥字南菅町・清水迫	城館跡	
浪江(20)	011	七日沢 A 遺跡	石熊字七日沢	製鉄跡	
浪江(20)	012	孫沢 A 遺跡	石熊字上石熊	製鉄跡	
浪江(20)	013	石熊 D 遺跡	石熊字石熊	製鉄跡	
浪江(20)	014	石熊 A 遺跡	石熊字石熊	散布地	
浪江(20)	015	垢離取場遺跡	石熊字垢離取場・八房平	散布地	
浪江(20)	016	羽山岳遺跡	石熊字垢離取場	散布地	
浪江(20)	017	木通沢遺跡	山田字木通沢	散布地	
浪江(20)	018	手子塚 A 遺跡	山田字手子塚	散布地	
浪江(20)	019	館腰横穴墓群	山田字前川原	横穴墓	
浪江(20)	020	館腰遺跡	山田字館腰・南館腰・下川原・前川原	散布地	
浪江(20)	021	柿木平古墳	山田字柿木平	古墳	

地図名	遺跡番号	名称	所在地	種別	備考
浪江(20)	022	小豆迫古墳	山田字小豆迫	古墳	
磐城双葉(21)	023	中ノ迫横穴墓群	鴻草字中ノ迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	024	鴻草西迫横穴墓群	鴻草字西迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	025	狸穴横穴墓群	中田字マミ穴	横穴墓	
磐城双葉(21)	026	稻荷迫横穴墓群	両竹字稻荷迫・中田字大仏迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	027	台古墳群	鴻草字台	古墳	
磐城双葉(21)	028	岩井迫横穴墓群	鴻草字岩井迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	029	大仏前横穴墓群	中田字大仏前	横穴墓	
磐城双葉(21)	030	両竹館跡	両竹字花ノ木	城館跡	
磐城双葉(21)	031	寺内前古墳群	長塚字寺内前	古墳	
磐城双葉(21)	032	寺内迫横穴墓群	長塚字寺内迫・寺内前	横穴墓	
磐城双葉(21)	033	北目横穴墓群	長塚字北目	横穴墓	
磐城双葉(21)	034	西宮下横穴墓群	長塚字西宮下・越田・寺内迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	035	深谷古墳群	長塚字深谷・蛭子堂	古墳	
磐城双葉(21)	036	深谷A遺跡	長塚字深谷	散布地	
磐城双葉(21)	037	深谷横穴墓群	長塚字深谷	横穴墓	
磐城双葉(21)	039	郡山貝塚	郡山字塚ノ腰	貝塚	
磐城双葉(21)	040	塚ノ腰古墳群	郡山字塚ノ腰	古墳	
磐城双葉(21)	041	郡山五番遺跡	郡山字五番	官衙	
磐城双葉(21)	042	郡山五番古墳	郡山字五番	古墳	
磐城双葉(21)	043	沼ノ沢古墳群	郡山字沼ノ沢	古墳	
磐城双葉(21)	044	権現塚古墳	郡山字西原	古墳	
磐城双葉(21)	045	弓迫A横穴墓群	新山字弓迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	046	武沢館跡	新山字高万迫	城館跡	
磐城双葉(21)	048	清戸迫古墳群	新山字清戸迫	古墳	
磐城双葉(21)	049	上迫横穴墓群	長塚字上迫・北目	横穴墓	
磐城双葉(21)	050	円通寺跡	両竹字花ノ木・浪江町両竹字の場	社寺跡	
磐城双葉(21)	051	磨崖仏下横穴墓群	両竹字稻荷迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	052	竜円寺跡	両竹字稻荷迫	社寺跡	
磐城双葉(21)	054	真福寺跡	中田字大仏前	社寺跡	
磐城双葉(21)	055	中田西迫横穴墓群	中田字西迫・マミ穴	横穴墓	

地図名	遺跡番号	名称	所在地	種別	備考
磐城双葉(21)	056	中田館跡	中田字館腰	城館跡	
磐城双葉(21)	058	東迫横穴墓群	鴻草字東迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	059	鹿島神社	鴻草字台	社寺跡	
磐城双葉(21)	060	西台遺跡	鴻草字西台	散布地	
磐城双葉(21)	061	光徳寺跡	鴻草字寺前	社寺跡	
磐城双葉(21)	062	岩井迫遺跡	鴻草字岩井迫	散布地	
磐城双葉(21)	063	鴻草館跡	鴻草字柏木迫・中田字館腰	城館跡	
磐城双葉(21)	064	壇ノ前窯跡群	渋川字壇ノ前	窯跡	
磐城双葉(21)	065	寺内前遺跡	長塚字寺内前	散布地	
磐城双葉(21)	066	南標葉郷陣屋跡	長塚字西宮下・寺内前	その他	
磐城双葉(21)	067	蛭子堂古墳群	長塚字蛭子堂	古墳	
磐城双葉(21)	068	安養院跡	長塚字蛭子堂	社寺跡	
磐城双葉(21)	069	沼ノ沢遺跡	郡山字沼ノ沢	散布地	
磐城双葉(21)	070	小沢古墳群	郡山字小沢	古墳	
磐城双葉(21)	071	東原A遺跡	郡山字東原	散布地	
磐城双葉(21)	072	東原B遺跡	郡山字東原	散布地	
磐城双葉(21)	073	四郎田A遺跡	郡山字四郎田	散布地	
磐城双葉(21)	074	四郎田B遺跡	郡山字四郎田	散布地	
磐城双葉(21)	075	馬場A遺跡	郡山字馬場	散布地	
磐城双葉(21)	076	馬場B遺跡	郡山字馬場	散布地	
磐城双葉(21)	077	馬場C遺跡	郡山字馬場	散布地	
磐城双葉(21)	078	馬場D遺跡	郡山字馬場	散布地	
磐城双葉(21)	079	台A遺跡	郡山字台	散布地	
磐城双葉(21)	080	鹿島原遺跡	郡山字鹿島原	散布地	
磐城双葉(21)	081	鹿島神社跡	郡山字鹿島原	社寺跡	
磐城双葉(21)	082	堂ノ上遺跡	郡山字堂ノ上	社寺跡	
磐城双葉(21)	083	満福寺跡	郡山字本風呂	社寺跡	
磐城双葉(21)	084	塚ノ腰遺跡	郡山字塚ノ腰	散布地	
磐城双葉(21)	085	西原沼遺跡	郡山字西原	その他	
磐城双葉(21)	086	西原A遺跡	郡山字西原	散布地	
磐城双葉(21)	087	西原B遺跡	郡山字西原	散布地	

地図名	遺跡番号	名称	所在地	種別	備考
磐城双葉(21)	088	西原C遺跡	郡山字西原	散布地	
磐城双葉(21)	089	久保谷地A地遺跡	郡山字久保谷地	散布地	
磐城双葉(21)	090	後迫A遺跡	郡山字後迫	散布地	
磐城双葉(21)	091	後迫B遺跡	郡山字後迫	散布地	
磐城双葉(21)	092	陳場沢A遺跡	郡山字陳場沢	散布地	
磐城双葉(21)	093	陳場沢B遺跡	郡山字陳場沢	散布地	
磐城双葉(21)	094	陳場沢窯跡	郡山字陳場沢	窯跡	
磐城双葉(21)	095	東館遺跡	新山字東館	散布地	
磐城双葉(21)	096	弓迫B横穴墓群	新山字弓迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	097	漆迫遺跡	新山字漆迫	散布地	
磐城双葉(21)	098	大畑前遺跡	前田字大畑前・反町	散布地	
浪江(20)	099	竹下遺跡	渋川字竹下	散布地	
浪江(20)	100	中島遺跡	渋川字中島・町田	散布地	
浪江(20)	101	猿田沖遺跡	上羽鳥字猿田沖	散布地	
浪江(20)	102	榎内経塚群	上羽鳥字榎内	塚	
浪江(20)	103	沢入遺跡	上羽鳥字沢入・榎内	製鉄跡	
浪江(20)	104	愛宕下遺跡	目迫字愛宕下・前田	散布地	
浪江(20)	105	櫛内窯跡	前田字櫛内	窯跡	
浪江(20)	106	長福寺跡	山田字備後内	社寺跡	
浪江(20)	107	北江下窯跡	山田字北江下	窯跡	
浪江(20)	108	古岩沢遺跡	石熊字古岩沢	散布地	
浪江(20)	109	水越遺跡	山田字水越	製鉄跡	
浪江(20)	110	手子塚B遺跡	山田字手子塚	散布地	
浪江(20)	111	手子塚C遺跡	山田字手子塚	散布地	
浪江(20)	112	中沢A遺跡	山田字中沢	製鉄跡	
浪江(20)	113	中沢B遺跡	山田字中沢	製鉄跡	
浪江(20)	114	中沢C遺跡	山田字中沢	製鉄跡	
浪江(20)	115	中沢D遺跡	山田字中沢	製鉄跡	
浪江(20)	116	石熊B遺跡	石熊字石熊	散布地	
浪江(20)	117	石熊C遺跡	石熊字石熊	散布地	
浪江(20)	118	石熊E遺跡	石熊字石熊	散布地	

地図名	遺跡番号	名称	所在地	種別	備考
浪江(20)	119	石熊F遺跡	石熊字上石熊	散布地	
浪江(20)	120	七日沢製鉄役所跡	石熊字七日沢	製鉄跡	
浪江(20)	121	七日沢B遺跡	石熊字七日沢	製鉄跡	
浪江(20)	122	七日沢C遺跡	石熊字七日沢	製鉄跡	
浪江(20)	123	孫沢B遺跡	石熊字上石熊	製鉄跡	
浪江(20)	124	孫沢C遺跡	石熊字上石熊	製鉄跡	
浪江(20)	125	榎内遺跡	上羽鳥字榎内	製鉄跡	
磐城双葉(21)	126	深谷B遺跡	長塚字深谷	散布地	
浪江(20)	127	唐沢B遺跡	寺沢字唐沢	散布地	
浪江(20)	128	上萩平B遺跡	山田字上萩平	散布地	
浪江(20)	129	唐沢A遺跡	寺沢字唐沢	散布地	
浪江(20)	130	萩平遺跡	山田字萩平	散布地	
浪江(20)	131	上萩平A遺跡	山田字上萩平	散布地	
浪江(20)	132	上萩平C遺跡	山田字上萩平	散布地	
浪江(20)	133	八房平遺跡	石熊字八房平	散布地	
浪江(20)	134	竹柄山遺跡	寺沢字竹柄山	製鉄跡	
磐城双葉(21)	135	東西郷内横穴墓群	山田字東西郷内	横穴墓	
浪江(20)	137	上萩平D遺跡	山田字上萩平	散布地	
浪江(20)	138	八房平B遺跡	石熊字八房平	散布地	
浪江(20)	139	寺沢南迫遺跡	寺沢字南迫	製鉄跡	
浪江(20)	140	北迫横穴墓群	渋川字北迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	141	上ノ台遺跡	山田字上ノ台	散布地	
磐城双葉(21)	142	細谷木通沢遺跡	細谷字木通沢	散布地	
磐城双葉(21)	143	森ノ内遺跡	細谷字森ノ内	散布地	
磐城双葉(21)	144	檜無遺跡	郡山字檜無	散布地	
磐城双葉(21)	145	沼ノ沢B遺跡	郡山字沼ノ沢	散布地	
磐城双葉(21)	146	久保谷地B遺跡	郡山字久保谷地	散布地	
磐城双葉(21)	147	南久保谷地A遺跡	郡山字南久保谷地、字久保谷地	散布地	
磐城双葉(21)	148	島遺跡	郡山字島	集落跡	
磐城双葉(21)	149	長者原・大森遺跡	大熊町夫沢字長者原・双葉町細谷字大森	製鉄跡	
磐城双葉(21)	150	細谷陳場沢遺跡	細谷字陳場沢	製鉄跡	

地図名	遺跡番号	名 称	所 在 地	種 別	備考
磐城双葉(21)	151	尾浸沢遺跡	郡山字尾浸沢	散布地	
磐城双葉(21)	152	銅谷迫遺跡	郡山字銅谷迫	集落跡	
磐城双葉(21)	153	大森遺跡	細谷字大森・森ノ内	製鉄跡	
磐城双葉(21)	154	弓迫C横穴墓群	新山字弓迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	155	台B遺跡	郡山字台	散布地・ 集落跡	
磐城双葉(21)	156	南久保谷地B遺跡	郡山字南久保谷地	散布地・ 集落跡	
磐城双葉(21)	157	本風呂遺跡	郡山字本風呂	集落跡	
磐城双葉(21)	158	弓迫D横穴墓群	新山字弓迫	横穴墓	
磐城双葉(21)	159	二町遺跡	鴻草字二町	散布地	

第 11 章 災害危険箇所に関する資料

11-1 重要水防区域

番号	水系名	河川海岸	水防 (消防) 分団名	重要水防区域										予想 される 危険 概要	関連 計画等	対策 水防工法	氾濫 面積 (ha)	摘要 人家 (戸) 田畑 (ha) 施設	
				左岸 右岸 の別	位置		評定基準 種別	堤防		工作物		重要注意区間							
					大字	字		A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)	堤防・ 破堤防・ 旧河川 (延長m)	工事施工 中又は陸 開(箇所)						陸開等 危険箇所
32	前田川	戒川	第 8 分団	右岸	長塚	町西	堤防高 堤防強度		600						溢水		木流し 土のう積		人家 20 田畑 4
33	前田川	根小屋川	第 1 分団	両岸	新山 前田	根小屋 館下	堤防断面	320							溢水		土のう積		人家 18 田畑
92	前田川	中田川		両岸	寺沢	中島	工事 施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑
93	前田川	前田川		両岸	新山	広町	工事 施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑
94	前田川	戒川		両岸	下羽鳥		工事 施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑
95	前田川	根小屋川		両岸	前田	反町	工事 施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑
96	前田川	松迫川		両岸	松迫	道六神	工事 施工 (堆砂)						200		溢水		土のう積		人家 田畑

11-2 土石流危険渓流

(1) 土石流危険渓流Ⅰ（人家5戸以上）

- 双葉町内になし。

(2) 土石流危険渓流Ⅱ(人家1～4戸)

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		
					郡・市	町・村	大字
1	70546 B 0001	前田川	戒川	沢入	双葉郡	双葉町	上羽鳥
2	70546 B 0003	前田川	前田川	盆沢	双葉郡	双葉町	山田
3	70546 B 0004	前田川	前田川	小作沢	双葉郡	双葉町	山田

(3) 土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）（人家なし）

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		
					郡・市	町・村	大字
1	7054 C 0002	前田川	前田川	中央台	双葉郡	双葉町	山田
2	7054 C 0007	前田川	松迫川	節辺迫	双葉郡	双葉町	井手

11-3 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人家5戸以上）

分類	番号	箇所番号	箇所名	所在地			
				郡・市	町・村	大字	字
自然 がけ	1	863	西羽竜迫	双葉郡	双葉町	渋川	西羽竜迫
	2	864	西宮下	双葉郡	双葉町	長塚	西宮下
	3	865	舘腰	双葉郡	双葉町	山田	舘腰
	4	866	石熊	双葉郡	双葉町	石熊	八房平
人工 がけ	1	80	清戸迫	双葉郡	双葉町	新山	清戸迫
	2	81	花の木	双葉郡	双葉町	両竹	花ノ木
	3	82	西迫	双葉郡	双葉町	中田	西迫
	4	83	坂下	双葉郡	双葉町	鴻草	坂下
	5	84	田中	双葉郡	双葉町	渋川	田中
	6	85	榎内	双葉郡	双葉町	上羽鳥	榎内
	7	86	南迫	双葉郡	双葉町	下羽鳥	南迫
	8	87	福田迫	双葉郡	双葉町	長塚	上迫

分類	番号	箇所 番号	箇所名	所在地			
				郡・市	町・村	大字	字
人工 がけ	9	88	寺内前	双葉郡	双葉町	長塚	寺内前
	10	89	本町	双葉郡	双葉町	新山	本町
	11	90	大畑	双葉郡	双葉町	前田	大畑
	12	91	愛宕下	双葉郡	双葉町	目迫	愛宕下
	13	92	北田	双葉郡	双葉町	山田	北田

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所 II (人家 1~4 戸)

分類	番号	箇所 番号	箇所名	所在地			
				郡・市	町・村	大字	字
自然 がけ	1	1727	善能寺	双葉郡	双葉町	目迫	善能寺
	2	1728	愛宕下 A	双葉郡	双葉町	目迫	愛宕下
	3	1729	反町	双葉郡	双葉町	目迫	反町
	4	1730	沢入	双葉郡	双葉町	上羽鳥	沢入
	5	1731	長畑	双葉郡	双葉町	松倉	長畑
	6	1732	堤迫	双葉郡	双葉町	寺沢	唐沢
	7	1733	福田迫	双葉郡	双葉町	長塚	福田迫
	8	1734	上迫 A	双葉郡	双葉町	長塚	上迫
	9	1735	上迫 B	双葉郡	双葉町	長塚	上迫
	10	1736	東迫	双葉郡	双葉町	鴻草	東迫
	11	1737	大久保	双葉郡	双葉町	寺沢	大久保
人工 がけ	1	149	八房平 A	双葉郡	双葉町	石熊	八房平
	2	150	前田	双葉郡	双葉町	山田	前田
	3	151	山田迫	双葉郡	双葉町	下羽鳥	山田迫

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 (Ⅲ) (人家なし)

番号	箇所 番号	箇所名	所在地			
			郡・市	町・村	大字	字
1	88	町西	双葉郡	双葉町	長塚	町西
2	89	堂ノ前	双葉郡	双葉町	松迫	堂ノ前

11-4 海岸堤防の整備状況

地区名	施設名	海岸線 延長	海岸保全 施設有効 延長	堤高	天端幅	所管
双葉中浜	堤防・護岸沖合 施設消波施設	648.00m	648.00m	TP+7.2m	4.00m	相双建設事務所
郡山中野	堤防・護岸	777.00m	777.00m	TP+7.2m	4.00m	相双建設事務所
細谷	堤防・護岸沖合 施設消波施設	597.00m	597.00m	TP+7.2m	4.00m	相双建設事務所
細谷	消波堤	532.00m	532.00m	TP+4.0m	3.60m	相双農林事務所

第12章 原子力防災対策に関する資料

12-1 原子力発電所施設の設置状況

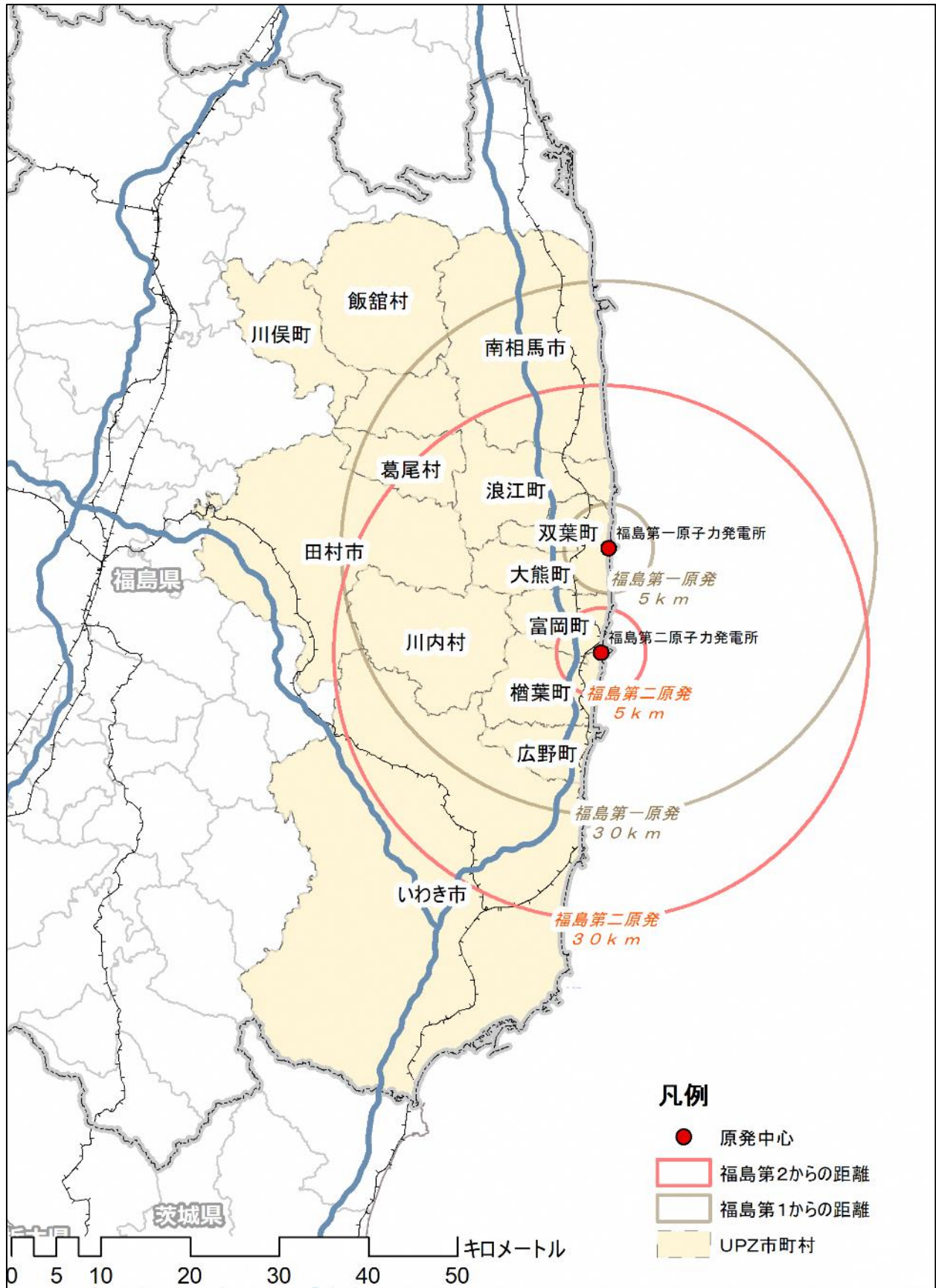
		福島第一原子力発電所 (※1)						福島第二原子力発電所 (※2)			
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	1号機	2号機	3号機	4号機
1	設置位置	双葉郡大熊町				双葉郡双葉町		双葉郡楢葉町		双葉郡富岡町	
2	設置者	東京電力株式会社									
3	炉型式	沸騰水型軽水炉 (BWR) マーク I					沸騰水型軽水炉 (BWR) マーク II				
4	発電出力	46万 KW	78.4 万KW	78.4 万KW	78.4 万KW	78.4 万KW	110 万KW	110 万KW	110 万KW	110 万KW	110 万KW
5	発電所 用地面積	約 350 万 m ²					約 150 万 m ²				
6	建設費 (億円)	391	562	624	803	905	1,754	3,560	2,763	3,146	2,914
7	電源開発 調整審議会 承認年月日	41. 4. 4 ※2 43.12.25	42.12.22	44. 5.23	46. 6.30	46. 2.26	46.12.17	47. 6. 7	50. 3.17	52. 3.15	53. 7.14
8	原子炉 設置許可 申請年月日	41. 7. 1 ※2 43.11.19	42. 9.18	44. 7. 1	46. 8. 5	46. 2.22	46.12.21	47. 8.28	51.12.21	53. 8.16	53. 8.16
9	原子炉安全 専門審査会 報告年月日	41.11.17 ※2 44. 2.27	43. 3.26	44.12.25	46.12.23	46. 8.19	47.11.21	49. 4.27	53. 5.23	55. 7. 9	55. 7. 9
10	原子炉 設置許可 年月日	41.12. 1 ※2 44. 4. 7	43. 3.29	45. 1.23	47. 1.13	46. 9.23	47.12.12	49. 4.30	53. 6.26	55. 8. 4	55. 8. 4
11	電気工作物 設置許可 年月日	41.12. 1	43. 3.29	45. 1.23	47. 1.13	46. 9.23	47.12.12	49. 4.30	53. 6.26	55. 8. 7	55. 8. 7
12	第一回工事 計画認可 年月日	42. 9.29	44. 5.27	45.10.17	47. 5. 8	46.12.22	48. 3.16	50. 8.21	54. 1.23	55.11.10	55.11.10
13	着工年月日	42. 9.29	44. 5.27	45.10.17	47. 9.12	46.12.22	48. 5.18	50.11. 1	54. 2.28	55.12. 1	55.12. 1
	燃料装荷 年月日	45. 7. 4	48. 3.15	49. 8. 1	52.12.15	52. 7. 2	54. 1.16	56. 5. 8	58. 4. 1	59. 9.27	61.10. 1
	初臨 界 年月日	45.10.10	48. 5.10	49. 9. 6	53. 1.28	52. 8.26	54. 3. 9	56. 6.17	58. 4.26	59.10.18	61.10.24
	運転開始 年月日	46. 3.26	49. 7.18	51. 3.27	53.10.12	53. 4.18	54.10.24	57. 4.20	59. 2. 3	60. 6.21	62. 8.25
14	燃料体 装荷数	400本	548本	548本	548本	548本	764本	764本	764本	764本	764本

※1 福島第一原子力発電所1～4号機は平成24年4月19日、5、6号機は平成26年1月31日に廃止

※2 福島第二原子力発電所全号機は、令和元年9月30日に廃止

※3 40万KWから46万KWへの変更申請による年月日

12-2 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域（重点地域図）

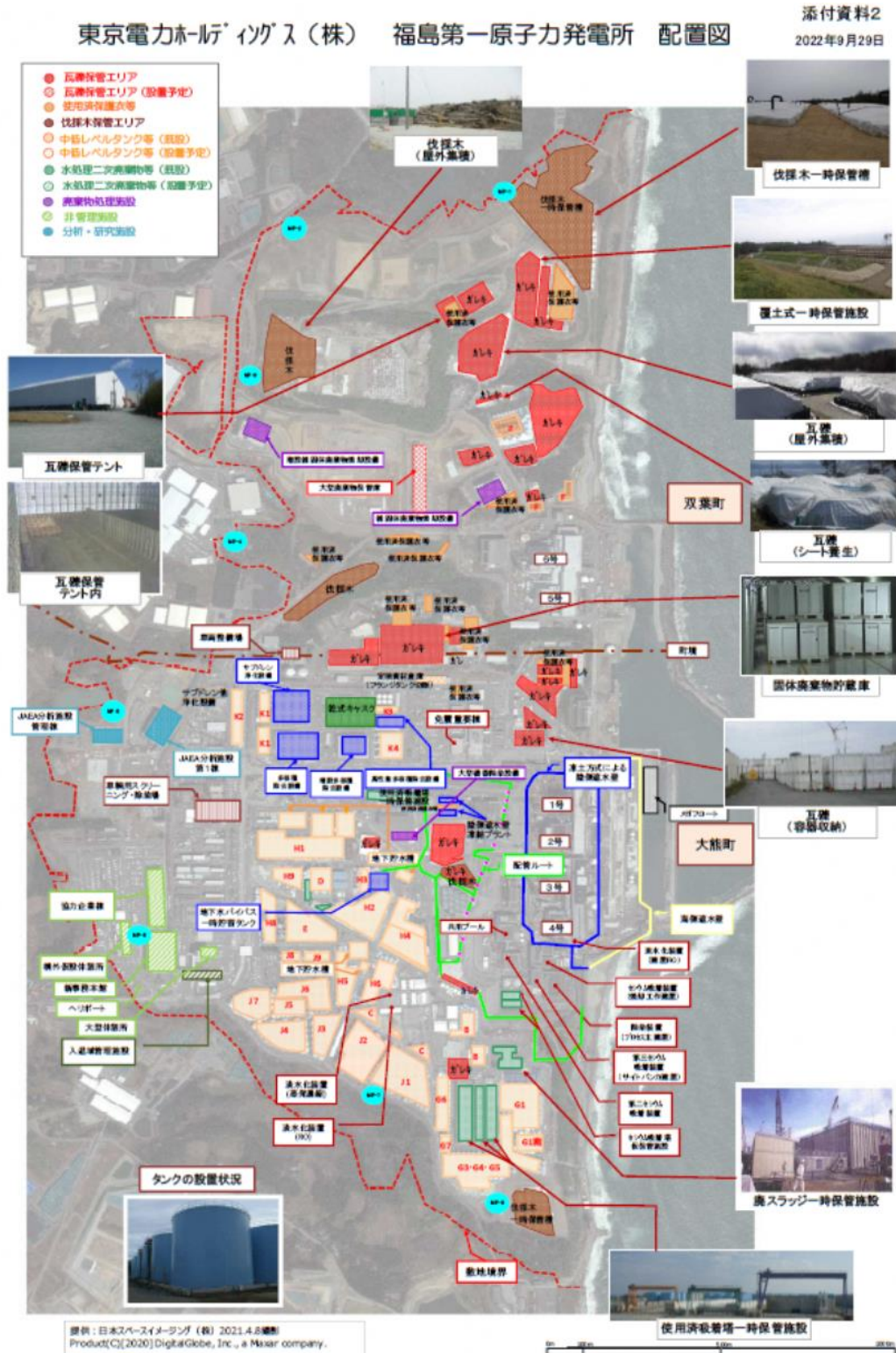


12-3 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（行政区名）

福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所に係る地域

距離	行政区名	行政区数
PAZ	—	—
UPZ	石熊、鴻草、郡山、三字、下長塚、渋川、下条、寺松、中田、 長塚一、長塚二、新山、羽鳥、浜野、細谷、両竹、山田	17

12-4 原子力事業所の施設の配置図

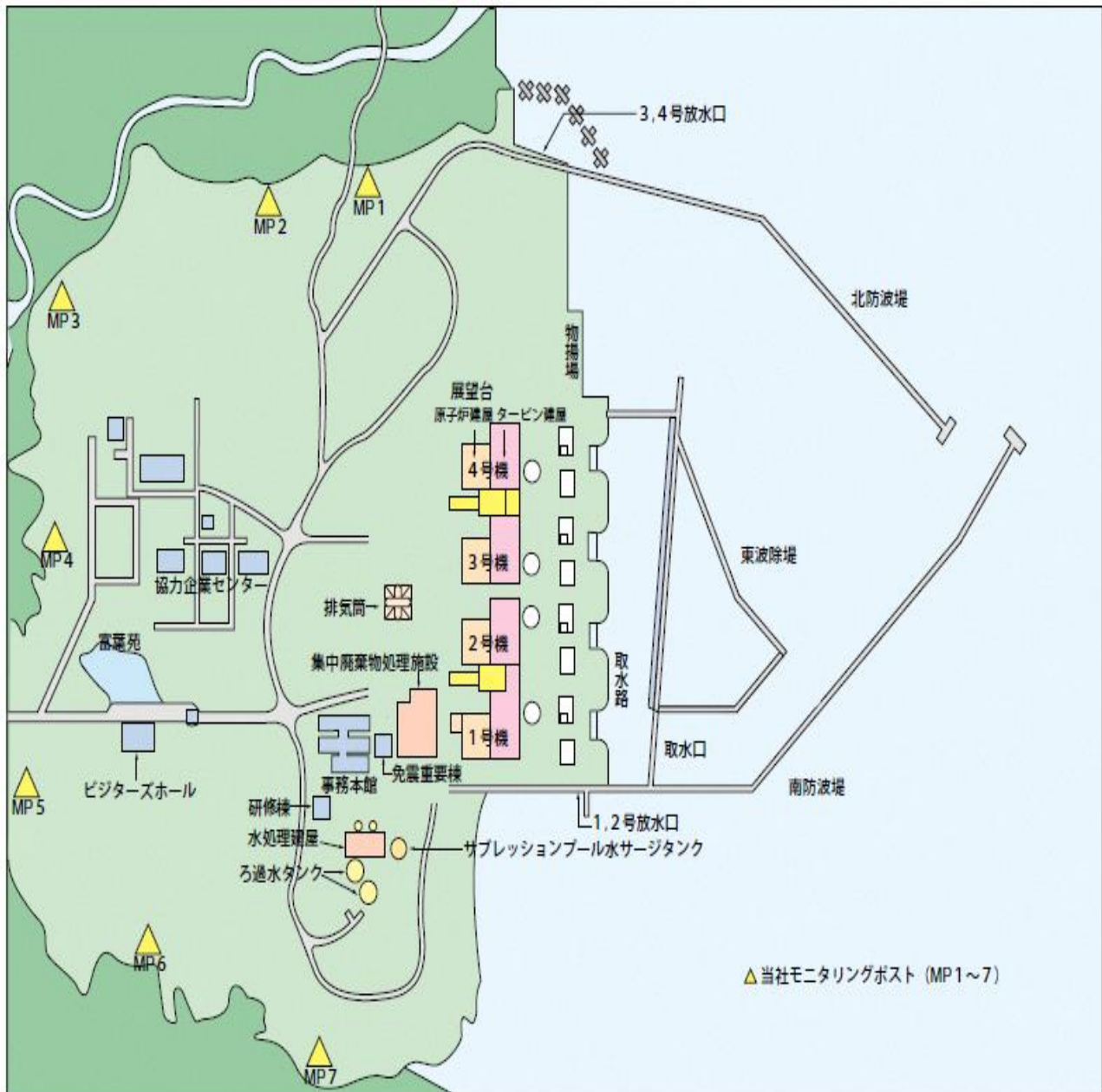


(1) 原子力発電所 配置図

福島第一

(廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合/事務局会議
中長期ロードマップ進捗状況概要版(2022年9月29日)より引用)

(2) 福島第二原子力発電所 配置図



12-5 原子力発電所からの方位別・距離別行政区

発電所名	原子力発電所方位	0～5km の区域 (1km以内の 全方位を含む)	5～30km の区域	30kmを超える区域
福島第一原子力発電所	A 南～南南西 0°～22.5°	—	—	—
	B 南南西～南西 22.5°～45°	—	—	—
	C 南西～西南西 45°～67.5°	—	—	—
	D 西南西～西 67.5°～90°	山田	—	—
	E 西～西北西 90°～112.5°	三字、細谷、 山田	石熊、 寺松、 羽鳥	—
	F 西北西～北西 112.5°～135°	三字、長塚一、新山、 羽鳥、細谷、山田	渋川、 寺松	—
	G 北西～北北西 135°～157.5°	郡山、三字、 下長塚、下条、中田、 長塚一、長塚二、新山、 羽鳥、細谷	鴻草、 渋川、 寺松	—
	H 北北西～北 157.5°～180°	郡山、下長塚、中田、 長塚二、浜野、細谷、 両竹	鴻草	—
	I 北～北北東 180°～202.5°	郡山、浜野、細谷	—	—

(注) 1 方位区分上の行政区、2～3の方位にまたがる行政区については、重複して記載した。

(注) 2 距離区分において、2以上の区分にまたがる行政区については、それぞれ短い距離の区域に含めて記載した。(例：4～7kmにまたがる行政区→0～5kmの区域の欄に記載)

発電所名	原子力発電所 方位	0～5km の区域 (1km以内の 全方位を含む)	5～30kmの区域	30kmを 超える区域
福島第二 原子力発 電所	A 南～南南西 0°～22.5°	—	—	—
	B 南南西～南西 22.5°～45°	—	—	—
	C 南西～西南西 45°～67.5°	—	—	—
	D 西南西～西 67.5°～90°	—	—	—
	E 西～西北西 90°～112.5°	—	—	—
	F 西北西～北西 112.5°～135°	—	—	—
	G 北西～北北西 135°～157.5°	—	石熊、寺松、羽鳥、山田	—
	H 北北西～北 157.5°～180°	—	石熊、鴻草、郡山、三字、 下長塚、渋川、下条、寺松、 中田、長塚一、長塚二、 新山、羽鳥、浜野、細谷、 両竹、山田	—
	I 北～北北東 180°～202.5°	—	郡山、浜野、細谷、両竹	—

(注) 1 方位区分上の行政区、2～3の方位にまたがる行政区については、重複して記載した。

(注) 2 距離区分において、2以上の区分にまたがる行政区については、それぞれ短い距離の区域を含めて記載した。(例：4～7kmにまたがる行政区→3～5kmの区域の欄に記載)

12-6 発電所からの距離別避難対象人口（参考）

※対象人口（平成22年国勢調査人口に基づいたもの）

（1）福島第一原子力発電所からの距離別行政区別人口

（単位：人）

市町村名	距離	行政区名	人口	人口計
双葉町	～5km	郡山、三字、下長塚、下条、中田、長塚一、長塚二、新山、羽鳥、浜野、細谷、両竹、山田	6,081	6,932
	5km～10km	石熊、鴻草、三字、渋川、寺松、中田、長塚一、長塚二、羽鳥、両竹、山田、	851	
	10km～20km	石熊（※居住人口なし）	0	

（2）福島第二原子力発電所からの距離別行政区別人口

（単位：人）

市町村名	距離	行政区名	人口	人口計
双葉町	10km～20km	石熊、鴻草、郡山、三字、下長塚、渋川、下条、寺松、中田、長塚一、長塚二、新山、羽鳥、浜野、細谷、両竹、山田	6,932	6,932

12-7 行政区別・年齢別人口（住民登録者数）

（令和4年9月30日現在）

行政区名	世帯数	人口（人）			年齢別構成（人）							
		男	女	総計	0～2	3～6	7～18	19～39	40～64	65～74	75以上	
新山	275	311	329	640	10	19	58	121	191	102	139	
下条	249	318	319	637	4	15	78	133	235	76	96	
郡山	139	191	189	380	9	4	34	62	110	72	89	
細谷	52	69	72	141	1	3	16	30	36	26	29	
三字	293	348	389	737	10	15	80	141	243	128	120	
山田	149	203	202	405	2	9	27	66	120	82	99	
石熊	50	57	65	122	1	2	10	19	39	27	24	
長塚 （長塚一・ 長塚二）	557	633	705	1,338	22	43	126	243	415	254	235	
下長塚	56	59	84	143	1	2	2	16	39	42	41	
羽鳥	84	123	124	247	3	5	18	41	79	58	43	
渋川	31	39	45	84	0	0	7	15	21	22	19	
鴻草	77	105	111	216	6	2	16	43	71	34	44	
中田	28	36	37	73	0	3	7	10	20	19	14	
両竹	23	30	34	64	0	3	4	11	18	11	17	
浜野	54	75	85	160	4	5	15	30	44	36	26	
寺松	66	86	90	176	2	4	18	33	57	35	27	
合計	2,183	2,683	2,880	5,563	75	134	516	1,014	1,738	1,024	1,062	

12-8 鉄道に関する調べ

(1) 時刻表 (令和4年3月12日改正)

【東京→いわき→原ノ町→仙台】

※原ノ町・仙台は到着時刻

	上野	いわき	広野	富岡	双葉	浪江	原ノ町	仙台
	—	5:23	5:46	6:02	6:17	6:21	6:40	—
	—	6:09	6:32	6:51	7:05	7:11	7:30	—
	—	7:11	7:34	7:50	8:05	8:10	8:29	—
	—	7:51	8:14	8:30	8:44	8:49	9:08	—
	—	9:22	9:46	10:05	10:20	10:24	10:44	—
特急	8:00	10:25	10:43	10:57	11:10	11:15	11:32	12:29
	—	12:14	12:38	12:57	13:12	13:18	13:37	—
特急	13:00	15:15	15:33	15:47	16:00	16:04	16:20	17:25
	—	15:19	15:41	15:59	16:15	16:19	16:38	—
	—	16:51	17:13	17:29	17:49	17:54	18:12	—
	—	17:47	18:13	18:29	18:44	18:49	19:16	—
特急	16:00	18:14	18:35	18:49	19:02	19:07	19:23	20:28
	—	19:25	19:47	20:04	20:18	20:23	20:42	—
	—	20:19	20:43	21:00	21:15	21:19	21:38	—

【仙台→原ノ町→いわき→東京】

※いわき・東京は到着時刻

	仙台	原ノ町	浪江	双葉	富岡	広野	いわき	東京
	—	5:33	5:52	5:56	6:12	6:32	6:55	—
	—	6:10	6:31	6:36	6:51	7:08	7:32	—
	—	6:53	7:11	7:16	7:30	7:47	8:12	—
	—	7:52	8:10	8:15	8:30	8:47	9:09	—
	—	9:15	9:33	9:38	9:52	10:10	10:34	—
特急	10:14	11:08	11:25	11:30	11:44	11:58	12:16	14:42
	—	11:59	12:18	12:22	12:37	12:54	13:16	—
	—	14:08	14:27	14:31	14:47	15:05	15:29	—
	—	16:27	16:46	16:51	17:06	17:23	17:45	—
特急	16:06	17:09	17:25	17:29	17:43	17:57	18:15	20:43
	—	17:29	17:54	17:58	18:13	18:35	18:58	—
	—	18:37	19:08	19:13	19:33	20:00	20:24	—
特急	18:02	19:06	19:24	19:28	19:42	19:56	20:14	22:43
	—	20:22	20:41	20:45	21:00	21:18	21:43	—

(2) 駅乗降客数

データなし

12-9 交通状況（常磐自動車道）

（1）月別通行台数（令和3年度）

（単位：台／日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
常磐自動車道	198,198	185,210	196,139	194,060	176,316	187,787

10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度
204,661	213,638	209,543	183,927	181,621	206,014	194,822

（2）車種別通行台数（令和3年度計・日平均）

（単位：台／日）

	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車	合計
常磐自動車道	22,099	123,068	22,819	23,270	3,565	194,822

12-10 コンクリート屋内退避施設一覧

整理 No.	行政区	福島第一 からの位置		福島第二 からの位置		避難施設名 (施設利用の可否、 代替えは別に定め る)	所在地	管理者	電話 番号	収容 人員	構造	区分	備考
		方位	距離	方位	距離								
検討中													

12-11 周辺地域の防災上特に配慮すべき施設

施設名	施設区分	所在地	電話番号	備考
	検討中			

12-12 緊急被ばく医療施設

(1) 原子力災害医療協力機関

(令和4年3月末現在)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
いわき市医療センター	いわき市内郷御厩町久世原 16	0246-26-3151	
独立行政法人 労働者健康安全機構 福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	0246-26-1111	
白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎 2-1	0248-22-2211	
会津中央病院	会津若松市鶴賀町 1-1	0242-25-1515	
福島県立南会津病院	南会津郡南会津町永田字風下 14-1	0241-62-7111	
福島県ふたば医療センター 附属病院	双葉郡富岡町大字本岡字王塚 817-1	0240-23-5090	
福島県診療放射線技師会	—	—	

(2) 原子力災害拠点病院

(令和4年3月末現在)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘 1	024-547-1111	
福島赤十字病院	福島市八島町 7-7	024-534-6101	
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町 2 丁目 54-6	0244-22-3181	

(3) 高度被ばく医療支援センター

(令和4年3月末現在)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-251-2111	
国立大学法人長崎大学	長崎県長崎市文教町 1-14	095-819-7200	
公立大学法人福島県立医科大学	福島市光が丘 1	024-547-1111	
国立大学法人広島大学	広島県広島市南区霞一丁目 2-3	082-257-5555	
国立大学法人弘前大学	青森県弘前市本町 66-1	0172-39-5401	

(4) 原子力災害医療・総合支援センター

(令和4年3月末現在)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘 1	024-547-1111	

12-13 飲料水、食料、機器保守サービス調達

(1) 飲料水、食料調達

(令和●年●月現在)

事業者名	所在地	電話番号	備考
整理中			

(2) 機器保守サービス

(令和●年●月現在)

事業者名	所在地	電話番号	備考
整理中			

12-14 気象観測結果

(1) 風向、風速、気温、湿度、降雨雪量、大気安定度の月別記録

(出典：福島県 令和2年度原子力発電所周辺環境放射線測定結果報告書)

No.1 檜葉町繁岡

測定項目 測定年月	風向(最多)	風速(m/sec)		気温(°C)			湿度(%)			降雨雪		大気安定度(最多)
		最大値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	量(mm)	日数	
令和2年4月	N	10.6	3.1	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年5月	N	10.2	2.7	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年6月	S	8.1	2.1	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年7月	N	5.8	1.8	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年8月	SSE	6.3	1.9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年9月	N	9.2	2.3	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年10月	NW	9.3	2.1	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年11月	NW	8.6	2.4	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年12月	NW	9.2	2.3	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和3年1月	N	11.6	2.9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和3年2月	NW	12.5	3.3	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和3年3月	N	12.3	3.3	/	/	/	/	/	/	/	/	/

(注)「/」は測定未実施項目。

No.2 富岡町富岡

測定項目 測定年月	風向(最多)	風速(m/sec)		気 温 (°C)			湿 度 (%)			降 雨 雪		大気安定度(最多)
		最大値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	量(mm)	日数	
令和2年4月	W	9.9	2.7	22.1	-0.1	10.1	98.4	34.6	74.7	187.0	11	G
令和2年5月	SSE	7.3	2.1	28.3	4.2	16.8	98.4	27.4	80.7	150.5	13	G
令和2年6月	W	5.3	1.8	32.1	14.3	20.8	98.4	31.9	86.0	91.5	17	G
令和2年7月	NW	4.8	1.4	29.6	16.2	21.1	98.5	58.4	95.0	329.5	23	D
令和2年8月	SSE	5.2	1.7	37.3	17.8	26.4	98.3	42.2	85.3	11.0	2	G
令和2年9月	NW	6.1	1.9	35.8	13.6	22.6	98.4	52.6	90.9	147.0	14	D
令和2年10月	WNW	8.5	1.7	23.3	4.5	15.4	98.6	35.3	85.3	100.0	10	G
令和2年11月	W	8.8	1.9	24.3	-0.4	11.3	98.6	32.8	78.0	7.5	3	G
令和2年12月	W	7.8	1.9	15.1	-5.5	4.4	98.6	27.4	79.3	8.5	7	G
令和3年1月	W	11.2	2.3	14.7	-8.0	2.2	98.4	25.3	76.5	7.0	4	G
令和3年2月	W	13.2	3.0	20.2	-5.9	5.3	98.2	13.9	63.2	73.0	2	G
令和3年3月	W	9.9	2.6	20.3	-2.8	9.4	98.0	19.7	67.6	185.0	7	G

No. 3 大熊町大野

測定項目 測定年月	風向(最多)	風速(m/sec)		気 温 (°C)			湿 度 (%)			降 雨 雪		大気安定度(最多)
		最大値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	量(mm)	日数	
令和2年4月	W	7.7	2.5	22.6	0.6	10.1	97.9	21.5	66.7	210.0	11	D
令和2年5月	SE	6.4	1.8	31.8	4.8	17.0	98.3	27.0	74.8	151.0	10	D
令和2年6月	SE	5.1	1.5	32.8	14.1	20.8	98.9	30.7	82.6	78.0	13	D
令和2年7月	N	3.9	1.1	30.2	15.5	20.9	98.8	60.4	94.7	337.0	25	D
令和2年8月	SE	5.9	1.4	37.0	17.9	26.3	98.8	41.5	84.1	35.5	5	G
令和2年9月	NW	6.5	1.6	34.4	13.2	22.1	98.8	51.1	89.9	200.5	18	D
令和2年10月	WNW	8.4	1.4	23.7	5.2	15.1	98.7	36.1	82.2	123.0	9	D
令和2年11月	WNW	8.2	2.0	24.0	0.8	11.3	98.2	30.3	71.1	4.5	3	G
令和2年12月	WNW	8.6	2.0	15.9	-5.8	4.4	97.8	21.4	71.3	9.0	6	G
令和3年1月	NW	8.9	2.2	14.7	-7.3	2.2	98.4	23.9	67.1	10.0	6	G
令和3年2月	W	10.9	3.0	22.4	-5.3	5.3	98.4	17.1	55.7	68.0	2	G
令和3年3月	WNW	9.1	2.8	19.7	-2.4	9.3	98.7	23.6	65.3	167.0	9	D

No.4 双葉町郡山

測定項目 測定年月	風向(最多)	風速(m/sec)		気 温 (°C)			湿 度 (%)			降 雨 雪		大気安定度(最多)
		最大値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	量(mm)	日数	
令和2年4月	WNW	9.1	1.5	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年5月	NW	4.3	0.9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年6月	SE	3.5	0.8	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年7月	NW	2.8	0.7	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年8月	SE	3.1	0.8	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年9月	WNW	3.6	0.9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年10月	WNW	4.0	0.9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年11月	WNW	5.7	0.9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年12月	WNW	4.9	1.0	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和3年1月	WNW	6.1	1.3	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和3年2月	WNW	7.2	1.4	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和3年3月	WNW	6.5	1.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/

(注)「/」は測定未実施項目。

No. 5 浪江町幾世橋

測定項目 測定年月	風向(最多)	風速(m/sec)		気 温 (°C)			湿 度 (%)			降 雨 雪		大気安定度(最多)
		最大値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	量(mm)	日数	
令和2年4月	NW	9.7	2.1	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年5月	S	8.6	1.7	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年6月	SSE	7.1	1.5	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年7月	ENE	4.0	0.9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年8月	SSE	7.4	1.3	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年9月	ENE	7.0	1.3	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年10月	WNW	4.2	1.0	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年11月	WNW	7.5	1.4	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和2年12月	WNW	5.7	1.3	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和3年1月	WNW	6.6	1.4	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和3年2月	W	7.9	2.1	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和3年3月	NW	8.6	2.1	/	/	/	/	/	/	/	/	/

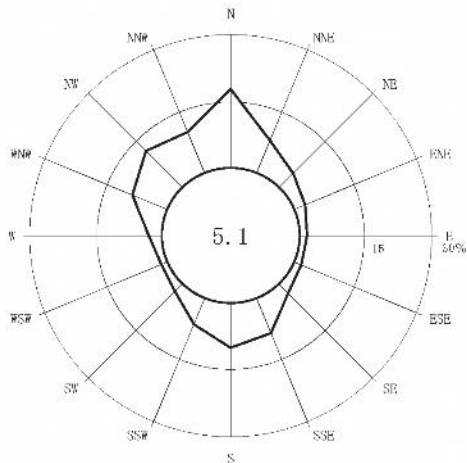
(注)「/」は測定未実施項目。

(1) 風配図

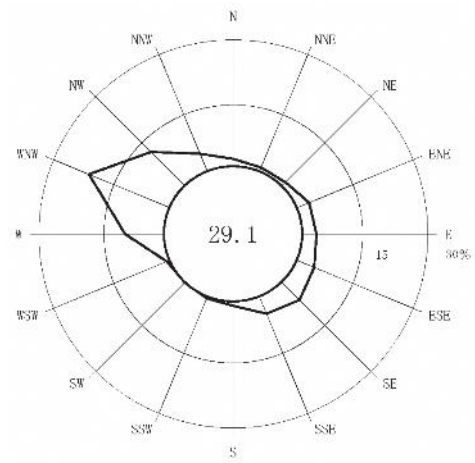
(福島県：平成 30 年度原子力発電所周辺環境放射線測定結果報告書より)

(注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

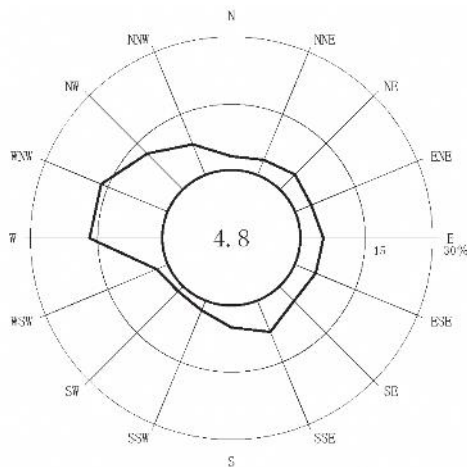
No. 1 檜葉町繁岡



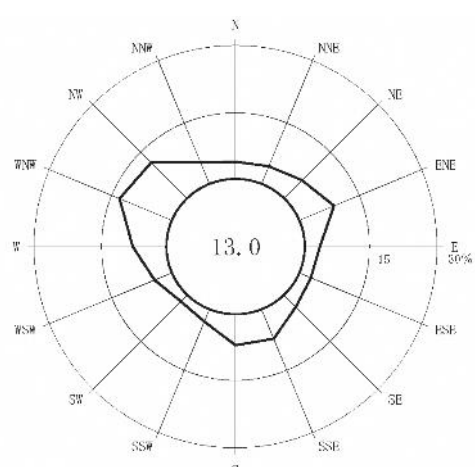
No. 4 双葉町郡山



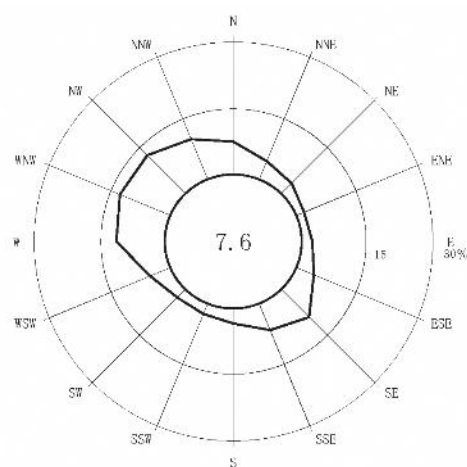
No. 2 富岡町富岡



No. 5 浪江町幾世橋



No. 3 大熊町大野



12-15 農林水産物の収穫等状況

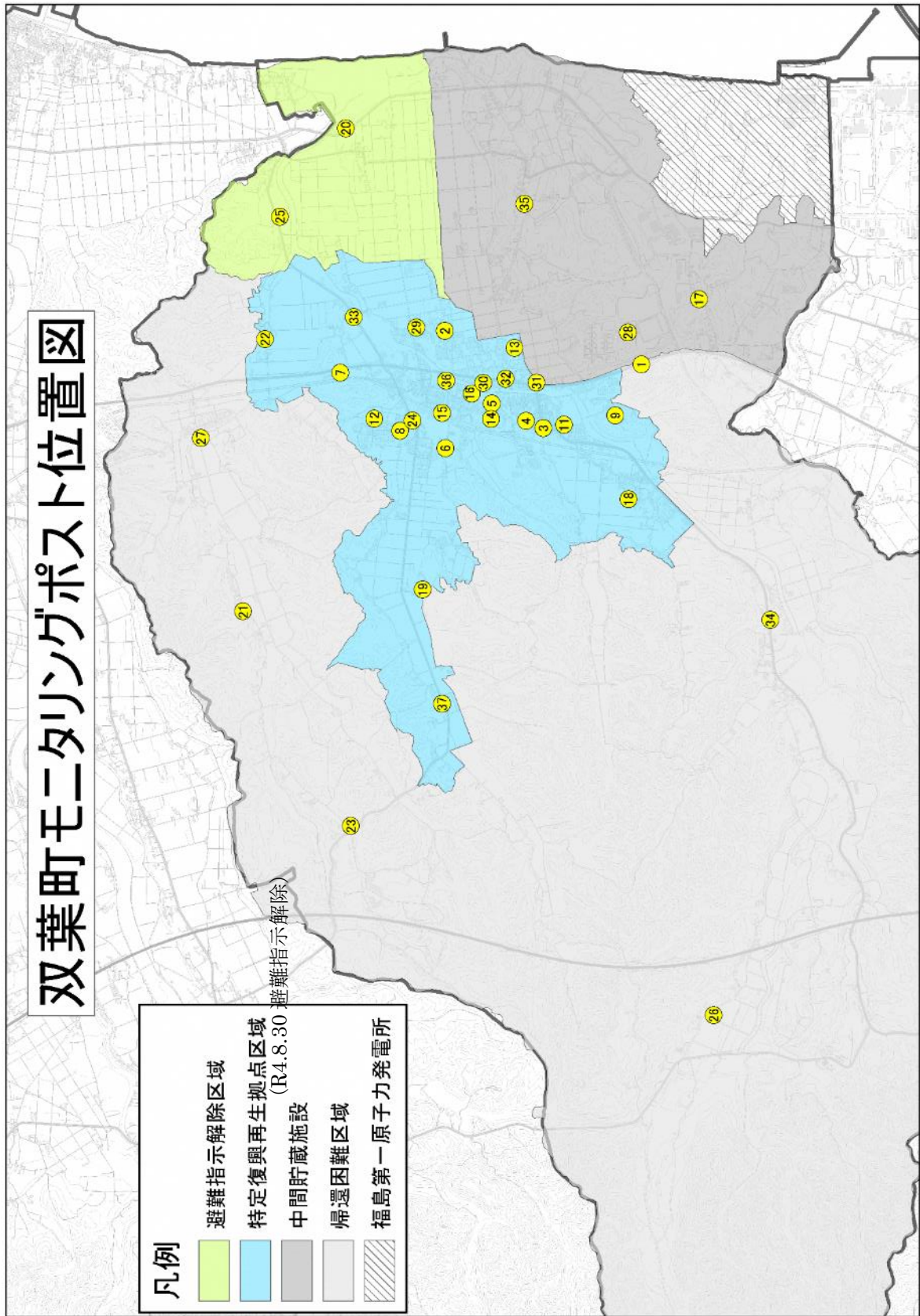
[穀物類・野菜]

町名	種類 項目	水 稻		大 豆	
		平成●年	平成●年	平成●年	平成●年
双葉町	面積 (ha)	現在、生産は行われておらず、データなし			
	収穫 (t)				

12-16 町内モニタリングポスト設置位置

No.	施設名	住所	備考
1	国道6号双葉町大字新山字高万迫地内	双葉町大字新山字高万迫地内	国設置
2	双葉町青年婦人会館	双葉町大字長塚字谷沢町56	国設置
3	新山公衆トイレ協公営駐車場	双葉町大字新山字北広町	国設置
4	双葉町新山公民館	双葉町大字新山字北広町31	国設置
5	双葉町歴史民俗資料館	双葉町大字新山字本町27-1	国設置
6	旧町営住宅跡地	双葉町大字長塚字町西20	国設置
7	JA福島さくら北部営農センター	双葉町大字長塚字寺内迫地内	国設置
8	双葉北小学校	双葉町大字長塚字越田63	国設置
9	双葉南小学校	双葉町大字新山字清戸迫地内	国設置
10	双葉中学校	双葉町大字新山字東館1	国設置
11	福島県立双葉高等学校	双葉町大字新山字広町80	国設置
12	双葉幼稚園	双葉町大字長塚字越田1-5	国設置
13	双葉町役場	双葉町大字新山字前沖28	国設置
14	中央公園	双葉町大字新山字本町地内	国設置
15	双葉駅北側駐車場	双葉町大字長塚字町西地内	国設置
16	双葉町児童館	双葉町大字長塚字鬼木1	国設置
17	細谷公民館	双葉町大字細谷字陳場沢146	国設置
18	三字公民館	双葉町大字前田字反町93	国設置
19	羽鳥公民館	双葉町大字下羽鳥字台2-1	国設置
20	双葉町産業交流センター	双葉町大字中野字高田1-1	国設置
21	渋川公民館	双葉町大字渋川字広畑42	国設置
22	中田公民館	双葉町大字中田字宮田48-2	国設置
23	寺松公民館	双葉町大字寺沢字唐沢115-1	国設置
24	長塚二公民館	双葉町大字長塚字越田65-1	国設置
25	両竹公民館	双葉町大字両竹字農師町100-1	国設置
26	石熊公民館	双葉町大字石熊字南八房平243-2	国設置
27	北部コミュニティーセンター	双葉町大字鴻草字高田前32	国設置
28	双葉総合公園	双葉町大字新山字漆迫地内	国設置
29	旧町東住宅	双葉町大字長塚字町東102-1	県設置
30	旧双葉地方水道企業団双葉町営業所	双葉町大字新山字下条124-1	県設置
31	国道6号牛踏交差点	双葉町大字新山字牛踏88-2 先	県設置
32	昭和シェルGS北側花壇	双葉町大字新山字下条741-1 先	県設置
33	下長塚公民館敷地	双葉町大字長塚字寺内前127-2	県設置
34	双葉町山田	双葉町大字山田北田179	県設置
35	双葉町郡山	双葉町大字郡山字塚ノ腰93-1	県設置
36	双葉町新山	双葉町大字長塚字町東154	県設置
37	双葉町上羽鳥	双葉町大字上羽鳥字榎内287	県設置

- 可搬型モニタリングポスト (12台)
 リアルタイム線量計 (21台)
- 県設置固定型モニタリングポスト(4台)



12-17 原子力防災資機材一覧

No	品名	数量	保管場所	備考
1	サーバイメータ (NaI)	4 台	双葉町役場	県貸与
2	サーバイメータ (GM)	4 台	双葉町役場	県貸与
3	個人線量計	133 台	双葉町役場	県貸与
4	保護具セット	247 式	双葉町立双葉北小学校	県貸与
5	ゴム長靴	123 足	双葉町立双葉北小学校	県貸与
6	防護マスク (半面型)	133 個	双葉町立双葉北小学校	県貸与
7	防護マスク吸引缶 (ヨウ素用)	798 個	双葉町立双葉北小学校	県貸与
8	除染キット	3 式	双葉町役場	県貸与
9	ハンドメガホン	10 個	双葉町立双葉北小学校	県貸与
10	広報車両 (拡声器、散光式警告灯、無線機、衛星電話)	1 台	双葉町役場	県貸与
11	衛星携帯電話 (ハンドセット、電池パック、ACアダプタ)	1 台	双葉町役場	県貸与
12	衛星携帯電話 (ハンドセット、電池パック、ACアダプタ)	1 台	双葉町役場いわき支所	県貸与

12-18 安定ヨウ素剤の配備状況

(令和4年9月30日現在)

薬剤	保管数量	保管場所
16.3mg ゼリー剤	150 包	双葉町役場
32.5mg ゼリー剤	450 包	双葉町役場
50mg 丸剤	45,900 丸	双葉町役場

12-19 広報関係施設等整備状況調べ

(1) 町広報関係施設等

現 況					計 画			
広 報 施 設			広報車	その他	広 報 施 設			整 備 年 度
種 別	対象地域	対象人員 (人)			種 別	対象地域	対象人員 (人)	
緊急放送 スピーカー	鴻草、 下長塚、 長塚一、 新山、 郡山、 細谷、 両竹	—	1台	消防 ポンプ車 2台	緊急放送 スピーカー	浜野、 山田、 三字、 羽鳥、 寺松	—	令和2年度

(2) 民有の広報関係施設等

施 設 名	管理者	電話番号	対象地域	対象人員	備 考
検討中					

12-20 県内の報道機関（テレビ・ラジオ）調べ

報道機関	所在地	電話番号	周波数	放送決定の有無 締結年月日	備考
日本放送協会 福島放送局	福島市 早稲町1-2	024- 526-4333	VHF（総合、教育） MW（第一、第二） FM	有 (昭36. 6. 1) (昭57. 1. 11改定)	テレビ ラジオ ラジオ
福島テレビ 株式会社	福島市 御山町2-5	024- 536-8000	VHF	有 (昭39. 6. 1) (昭57. 1. 11改定)	テレビ
株式会社 ラジオ福島	福島市 下荒子8	024- 531-4321	MW	有 (昭36. 6. 1) (昭57. 1. 11改定)	ラジオ
株式会社 福島中央 テレビ	郡山市池ノ台 13-23	024- 923-3300	UHF	有 (昭49. 11. 19) (昭57. 1. 11改定)	テレビ
株式会社 福島放送	郡山市 桑野4-3-6	024- 934-0501	UHF	有 (昭57. 1. 11)	テレビ
株式会社 テレビユー 福島	福島市 西中央1丁目1	024- 531-5111	UHF	有 (昭59. 2. 20)	テレビ

12-21 避難のために区画する地区、集合場所、避難経路、避難場所

(1) 第一原子力発電所から風向き 南 の場合

行政区名	集合の範囲	集合場所	地区人員	原発からの距離	誘導責任者	難輸送経路	避難先	50人/1台必要車両
検討中								
計								

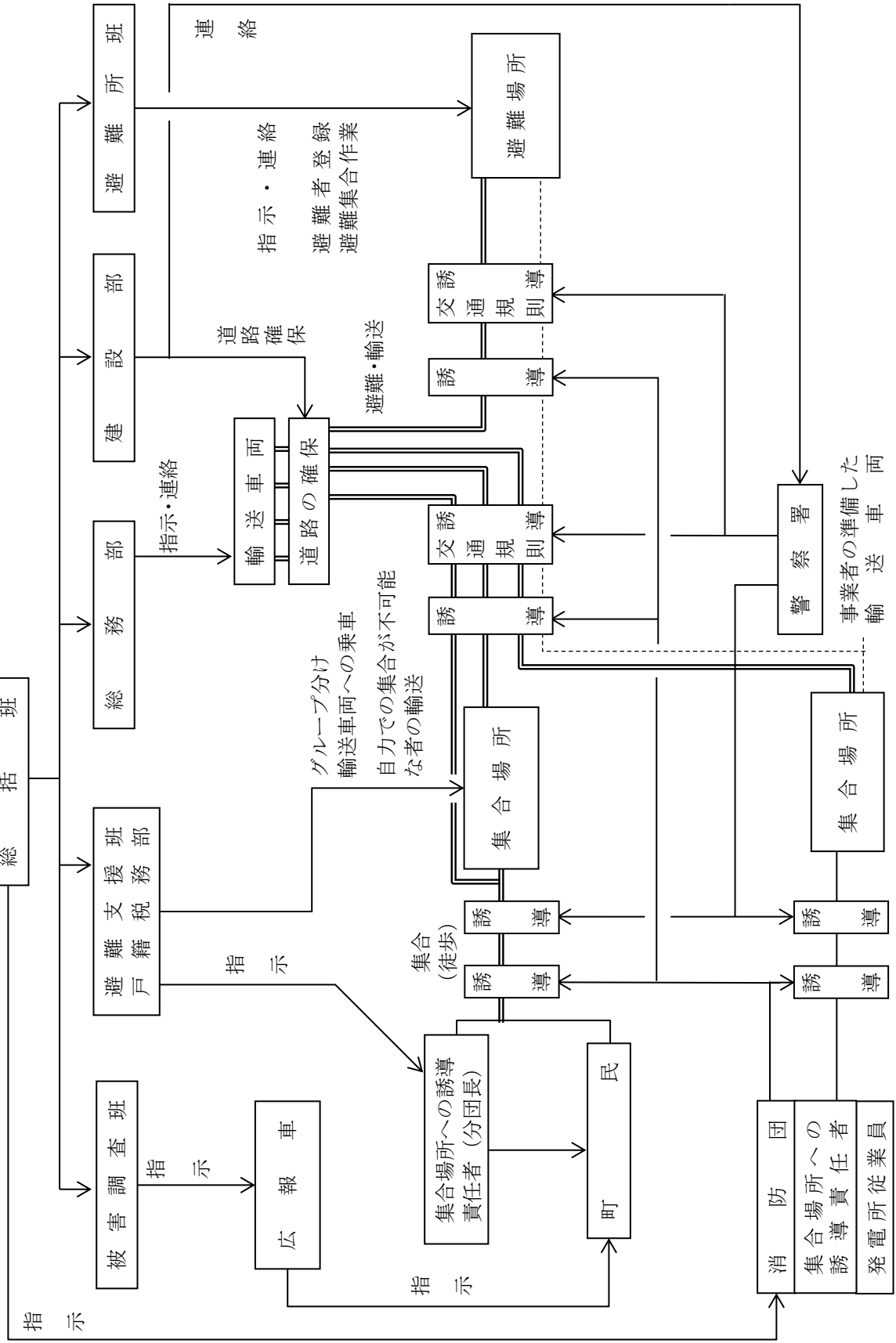
(2) 第一原子力発電所から風向き 南東 の場合

行政区名	集合の範囲	集合場所	地区人員	原発からの距離	誘導責任者	難輸送経路	避難先	50人/1台必要車両
検討中								
計								

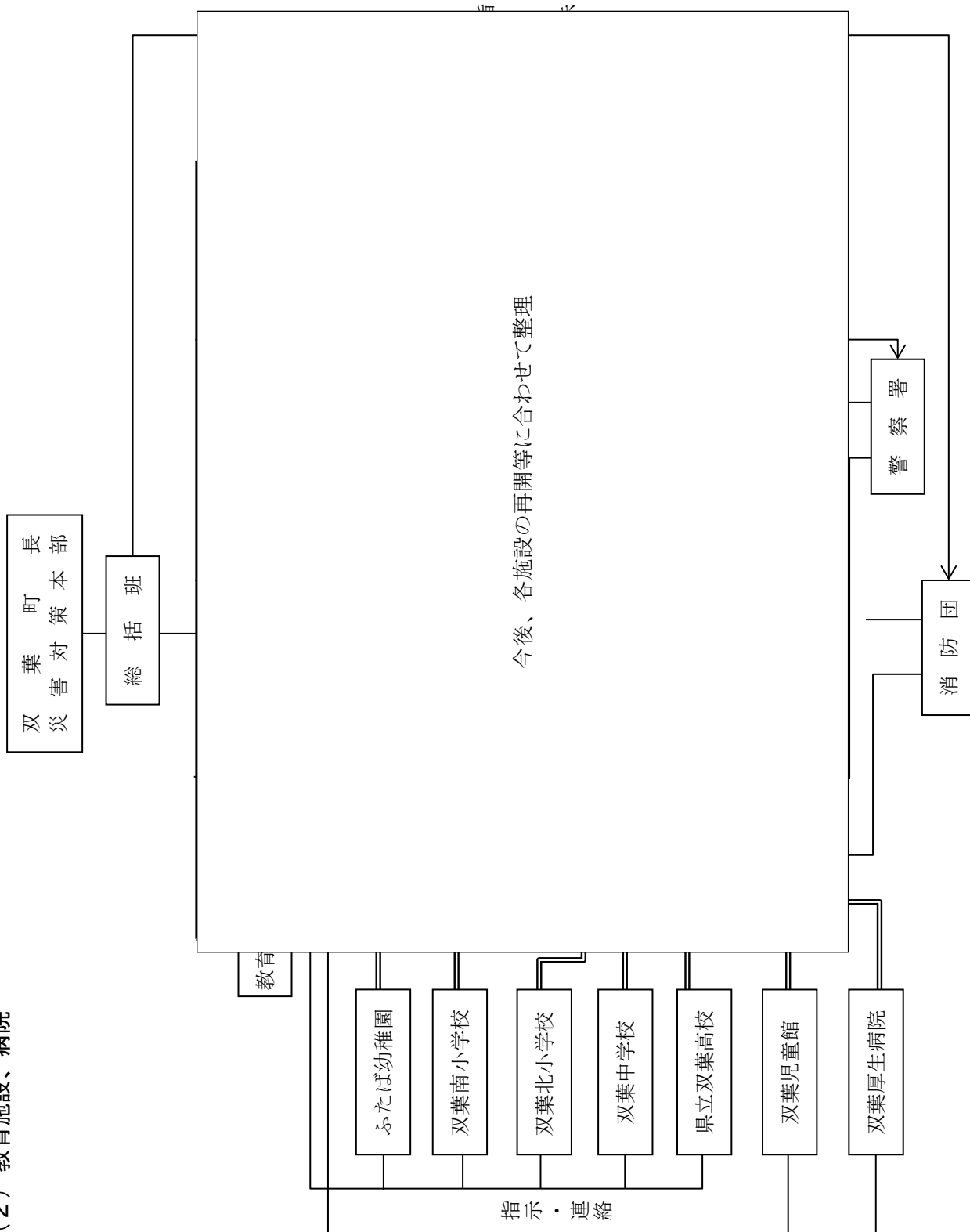
(3) 第一原子力発電所から風向き 東 の場合

行政区名	集合の範囲	集合場所	地区人員	原発からの距離	誘導責任者	難輸送経路	避難先	50人/1台必要車両
検討中								
計								

12-22 避難指示伝達系統図
 (1) 一般住民、発電所従業員



(2) 教育施設、病院



12-23 集合場所及び避難場所への派遣職員

(1) 集合場所への派遣職員

番号	集合場所名	集合予定人員（風向）					派遣職員	
		南	南南東	南 東	東南東	東	担当班	人数
1	検討中							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

(2) 避難場所への派遣職員

番号	集合場所名	集合予定人員（風向）					派遣職員	
		南	南南東	南 東	東南東	東	担当班	人数
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

検討中

12-24 車両保有状況

(令和4年9月末現在)

区分	バス				トラック				乗用			特殊	備考
	大型	定員数	普通 (マイクロ)	定員数	大型	普通	小型	軽	普通	小型	軽		
登録台数			1	29		1	1	1	8	6	1	2	
(うち乗合)			1										
(うち町所有)			1			1	1	1	7	6	1	1	